

中世南インドにおける寺院への土地寄進について

辛 島 昇*

1 序 説	7 土地の所在と経営
2 年代・地域	8 土地寄進の社会的影響
3 寄進の目的	参考書目・略記
4 土地の広さと種類	<表A>
5 寄進者と土地提供者	<表B>
6 租 税	

1 序 説

1. 本稿と関連した研究として、わたくしはこれまでに、二つの論文を発表した。その一つは¹⁾、南インドにおける社会の変化を追求してゆくためには一つの指標として、過去のインドに長く存在し、その停滞の基盤をなしてきたとも考えられている村落共同体をとり上げ、各時代における実態を明確にすることが必要であるという考えにもとづき²⁾、チャール朝期(9-13世紀)におけるバラモンに寄進された村落(brahmadēya)と、そうでない一般村落(non-brahmadēya)を対比させ、それ

によって土地保有を中心とした当時の村落共同体の状態を考察したものである。他の一つは³⁾ 社会変化の今一つの指標として、村落共同体と国家権力との関係を明らかにしなければならぬという考えにもとづき、brahmadēya 村落および non-brahmadēya 村落を全体として捉え、前者がチャール朝の支配体制の中で果たした役割について論じたものである。

南インドの古代・中世史研究に際してのわたくしの基本的な問題関心は、現在もそれと変わっていないが、本稿では多少アプローチの方法を変え、チャール朝期におけるヒンドゥー寺院への土地寄進の刻文⁴⁾を検討し、寄進

* アジア・アフリカ言語文化研究所講師

- 1) 辛島：1966 (Allur and Isanamangalam: Two South Indian Villages of Cola Times)
- 2) インドの村落共同体について、ここでわたくしが念頭においているのは、19世紀に M.Elphinstone, Henry S. Maine, K. Marx その他の人々によって多かれ少なかれその封鎖性と停滞性を強調されたところのいわゆるインド村落共同体なのであるが、わたくしの立場は、そのようなこれまでの解釈とは別個に、各時代におけるその実態を究明しようというものである。しかし、過去のある時期の南インドに、村落を中心とした共同体的な社会関係が存在し、種々の点で重要な意味をもったということは、一応の前提として認めるものであり、本稿では、村落共同体という語をそのような社会関係を意味するものとして用いる。なお、最近 Delhi, Aligarh を中心としたインド人学者によってなされているムガル朝期の村落共同体の研究も、同様の立場にたつものであるが、それらについては松井：1968 に紹介されている。
- 3) 辛島：1968 (The Power Structure of the Cola Rule)
- 4) 仏教寺院、ジャイナ教寺院への土地寄進も当時少数ながら存在し、とくに、前者については長文の刻文が残存している。しかしこの研究では、ヒンドゥー寺院の場合についてのみまとめるため、それらは直接の検討から除外する。

の実態がどのようなものであったかについて考察する。その目的とするところは、一つには、当然のことながら、チャーラ朝期を通して数多くみられる土地寄進が、その時代の社会経済全体の中でどのような意味をもっていたかを明らかにすることであり、今一つには、その考察を通して、資料的制約から追求の困難な村落共同体の状態、およびそれと国家権力との関係に対して何らかのヒントを得、そこから今後の研究の方向を探って行こうとするところにある。

但し今回の研究に用いる刻文は、数多く残されているチャーラ朝期の寄進刻文のうちこれまでにわたくしの精読しえた SII, Vols. I, II, III, VIII, XIII および EI 所収の刻文に限られ、その意味では、この研究は表題の研究に対する中間発表と言うべきものである。

1.1. 資料

1.1.1. 土地の寄進を記した刻文といっても、とくに書式がある訳ではなく、いろいろの要素、たとえば、寄進者・寄進される寺院・寄進者に土地を提供する者・租税に関連して寄進に関与してくる村落共同体等の、誰の立場に重点を置いて書かれるかによって書き方はいろいろに異なってくる。また寄進される内容自体も、かならずしも土地そのものであるとは限らない⁵⁾。したがって、厳密に言えば、ある刻文を土地寄進刻文と断定するためには、そこに種々の厄介な問題が存在するのであるが、わたくしは、ここでは一応、一定の土地なり、土地からの租税なり、あるいは土地と関係づけられる金銭なりが、何者かによって寺院に施与されていることが判明する刻文を、土地寄進刻文として取り扱う。また、幾つかの刻文⁶⁾では、誰かが寺院に金を施与したということは記されずに、寺院が土地を購入したことのみが記されている。その

場合は、正確には土地寄進刻文とは言えないが、寺院によって土地が獲得されているという点を考慮して、それをも資料に加える。以上のような定義の下に、この研究の基本的資料として分析の対象とされる刻文の数は 200 であり、それらについては、収録されている刻文集での番号、年代、地域、その他、以下の各節での分析結果を記入した表を作成し、本文の終りに<表 A>として付録する。また、それらの刻文への言及は、全てその<表 A>での番号 (no.) によって行う。

1.1.2. 刻文の書かれている言語は、極く少数のサンスクリットの場合を除いて、全てタミル語であり、文字としては、タミル語の場合にはタミル文字、サンスクリットの場合およびサンスクリット起源の単語の場合には、しばしばグラント文字が用いられる。このタミル文字のローマ字による転写表記は、厳密には TL の方式によるか、あるいは、最近、国際タミル学会によって提唱されている、補助記号を用いない方式によることが好ましいが、刻文集やこれまでの研究書では別の表記法が用いられ、それがかなり一般化しているので、本稿では、便宜上、その一般的表記法⁷⁾を採用する。

1.2. チャーラ朝期の寺院への土地寄進についてのまとまった研究は、管見のおよぶ限りこれまでに発表されたものはない。しかし、土地制度全般の記述を通して本稿と密接に関係する研究としては K. A. Nilakanta Sastri: *The Colas*, 2nd ed., Madras, 1955, A. Appadorai: *Economic conditions in Southern India (1000-1500 A.D.)* 2 vols. Madras, 1936 の二著を挙げる事が出来る。前者は、チャーラ朝についての概説書であり、政治史についての記述の他に、行政制度、土地制度等の制度面についても詳細に述べられている。寺

5) 土地寄進刻文の実例については、辛島: 1965 にチャーラ朝期のもの 4 例を訳出しておいたので参照していただきたい。

6) nos. 2, 34, 35, 41, 84, 103, 124, 151, 152, 180, 197.

院へ寄進された土地についてもある程度の考察が加えられており、また、未発表の多数の刻文も利用されているので示唆される点が少ない。しかし、その欠陥は、それら社会経済上の種々の事項を百科全書的に分類し、それらについての説明に、刻文にみられる種々の例を挙げているため、個々の事項をこえた支配構造といった問題については、どのように構想されるのか明白でなく、また、個々の事項についても、種々の事例のどれを主要なものとして把握するかが明らかにされていない⁷⁾点である。それに反して、後者は、社会経済上の問題を、ある程度理論的に整理した形で提出しているが、逆に、それについての実証を欠く場合が多い⁸⁾。しかし、両書とも、以上の点を考慮に入れた上でならば、これまでの研究として十分に利用しうるものであり、本稿も、それら、とくに刻文の種々の事例について知ることの出来る点では前者に負うところが少ない。

その他、共同体組織の問題を通して本稿とある程度関係をもつものとしては S.Krishnaswami Aiyangar: *Hindu Administrative Institutions in South India*, Madras, 1931, T. V. Mahalingam: *South Indian Polity*, Madras, 1955, がある。また当時の寺院につ

いての個別的な研究としては K. K. Pillai: *The Suchindram temple*, Madras, 1953, V. G. Ramakrishna Aiyer: *The Economy of a South Indian Temple*, Annamalaiagar, 1946, (Chidambaram 寺院の研究) を挙げる事が出来るが、いずれも研究の視角と方法において本稿とは異なる。その点示唆に富むのは、取り扱う時代、地域は多少異なるが Burton Stein: “The Economic Function of a Medieval South Indian Temple,” *The Journal of Asian Studies*, Vol. XIX, No.2, 1960, pp.163-176 である。

2 年代・地域

2. ここでは本稿で分析の対象とする 200 刻文についてその年代的・地域的な分布をとり、資料としての意味を明白にしておきたい。

2.1. まずその年代的分布については、チョーラ朝期を 4 つの時期、即ち、9 世紀中葉の Vijayālaya から 10 世紀末の Uttama-cōla に至る時期を初期、Rājārāja I から 11 世紀末の Adhirājēndra までの期間を中期、つづいて Kulōttuṅga I から 12 世紀末の Rājadhiraṅga

7) わたくしが「一般的表記法」と呼ぶものは、明確な転写の原則をもった一つの転写法ではなく、これまで多くの研究者によって用いられ、相互に多少の違いはもちながら、国際タミル学会および TL の方法とは異なる一つの共通点をもった複数の転写法のことである。その共通点は、タミル文字では表記されない閉鎖音の有声・無声の別を表記することであり、相互に異なる点は、タミル語に特有な音素 (TL の l, r, n) の表記と、歯茎音 (タミル語の場合、有気・無気の別はない) の表記に、s, ś, ch, c のどれを用いるかという点である。本稿では、相異点のうち、上記三音素には TL の表記法と同様に、l, r, n を用い、歯茎音の表記には主として c を用いる。

8) たとえば、土地保有として、共同保有も個人保有も共に存在したとされるが (p.567), そのどちらを主要のものとして考えるか、あるいはその区別と、村落の型態 (brahmadēya その他の) や、歴史的な発展とがどう関連するのかといった点は全く問題にされない。

9) 註 8 に記した土地の個人保有、共同保有の問題について、氏は、19 世紀に Baden Powell が構想した村落の二類型 (joint type, ryotwari type) にもとづいて、brahmadēya village を共同保有の joint type village, non-brahmadēya village (氏のいう vellān vagai) を個人保有の ryotwari type village としているが、(pp. 122-155, とくに, pp. 152-155), 氏が一般的とする後者の村落については、わずかに Mysore 地方の四つの刻文を資料として言及するに過ぎない。

II までを後期, 最後に Kulōttuṅga III 以降のほぼ一世紀間を末期というように分けると, 200 刻文はつぎのように分布する。

時期	刻文数	全体との割合
初期	103	52.0%
中期	43	21.5%
後期	15	7.5%
末期	30	4.0%
不明 ¹⁰⁾	30	15.0%

2.2. つぎに地理的分布については, 刻文の存在地域を, チョーラ朝の中心地域で, 当時の Cōla-nāḍu あるいは Cōla-maṇḍalam に相当する, 現在の Tanjore と Tiruchirappalli districts, 今一つの中心的支配地で, 当時 Toṇḍai-nāḍu あるいは Jayaṅkoṅ-Cōla-aṇḍalam として知られた, 現在の Chingleput と, North Arcot districts, その両地区の中間に位置する South Arcot district, および, それ以外の districts の 6 つに分けてみると, 刻文の分布はつぎのようになる。刻文は通常, 村落の石造寺院の壁面に刻まれて残されているのであるが, その寺院の存在する村落の数をも併せて記す¹¹⁾。

District	刻文数	村落数
Tanjore	35	17.5%
Tiruchirappalli	81	40.5%
South Arcot	10	5.0%
North Arcot	25	12.5%

Chingleput	46	23.0%	14
其他 ¹²⁾	3	1.5%	3

2.3. 以上の年代的・地理的分布について, 二・三の問題点を記しておく, まず地理的分布について Tiruchirappalli と Chingleput districts においては, 二・三の村落に多数の刻文が集中して存在している¹³⁾。また, 年代的分布については, 今記した二・三の村落に集中している刻文の殆どが初期のものであるために, 初期に属する刻文のパーセンテージがかなり多くなっている。現存チョーラ朝刻文の大半はテキストが未出版であり, 以上の 200 刻文が, 現存チョーラ朝刻文中の土地寄進刻文全体をどの程度に代表するものかは何とも言い難いが¹⁴⁾, 刻文数の少い後期・末期の状態を除くならば, 以上の 200 刻文によって, チョーラ朝の中心地区における当時の土地寄進の状態を一応はうかがうことが出来るものと思う。なお, 二・三の村落に刻文が集中していることから, 統計上不都合な結果が生ずるおそれのある問題については別途に考慮を払う予定である。

3 寄進の目的

3. ヒンドゥー寺院に寄進された土地は, 通常 dēvadāna¹⁵⁾ あるいは tirunāmattukkāṇi¹⁶⁾ と呼ばれ, 刻文には「dēvadāna (あるいは

10) チョーラ朝の刻文には, 通常その刻文の書かれた時の王名と統治年が記されているので, それにより年代を判定する事が出来る。しかし, 時としては Parakesarivarman, Rajakesarivarman というチョーラ王に特有の称号 (本来は王名とは別個の) だけで記されている場合があり, その場合や, 王名が記されていても同名の王がある場合, また刻文に欠損のある場合など, 年代決定の不可能な場合も多い。200 刻文中にもそのような例は多いが, 内容や書体などにより判断可能な限り, およその年代を定めて, 上記 4 期に含ませるようにした。

11) 刻文の所在地とは, そのような刻文の刻まれている石造寺院の存在する村落を意味しているが, 銅板刻文の場合はそのような意味では所在地を確定出来ない。しかしこの研究の 200 刻文中に含まれる 3 つの銅板刻文 (nos. 193, 198, 199) は, 土地寄進をうけた寺院が現存寺院に明確に比定されるので, その寺院の存在する村落をもって刻文の所在地とし, 以下の分布に含める。

12) Chittoor, Salem, Madurai districts.

13) Chingleput district では, Uttaramallur (刻文数 20), Manimangalam (10), Tiruchirappalli district では Allur (13), Tiruchchendurai (24), Tiruppalatturai (17) など。<表 A>参照。

tirunāmatukkāṇi) として……の寺院の神に捧げる」というふうに記されるが、それと同時に、多くの刻文では寄進の目的——別の表現をするならば、その寄進によって寺院側がなすべく期待される行為——も記されている。この節ではそれらの目的について検討する。

3.1. まず、刻文に現れるそれらの目的のうち主なものを記すと、「永遠の灯明¹⁷⁾をともす」「神に食事¹⁸⁾を供える」「神の花園¹⁹⁾の維持」「神を祭る²⁰⁾」「Sribali と呼ばれる儀式を行う」「バラモンに食事²¹⁾を供する」「神像の灌頂²²⁾」「寺院の諸行事²³⁾の遂行」などが挙げられるが、幾つかの場合には、それら二・三の目的が重合して記されている。以上のような形で目的の明記されている事例は、200 刻文中に 163 例ほど見出せるが、それらを以上の項目別に集計してみるとつぎのようである。

灯 明	31	Sribali	7
神の食事	23	祭 神	5
行 事 ²⁴⁾	20	灌 頂	4
バラモンの食事	9	目的重合	39
花 園	9	其 他	16

3.2. 以上の集計により、刻文に明記されている限りでの目的が全て宗教上のものであるということはまず明白であるが、ここで、寄進者の依頼したそれらの行為をなしてゆく過程で、寺院側がどの程度それに拘束されるかという問題に目を転じてみよう。

刻文の記載を細かくみても、以上の諸目的のうち、灯明をともす目的の 7 例では、灯明のために 1 日に使用する油の量が規定されている²⁵⁾。また、神に捧げる食事およびバラモンに供する食事の場合についても、そのうちの 12 例²⁶⁾では、材料とその使用量が細かく定められている²⁷⁾。この「灯明」と「食事」の場合は、そのような細かい規定が

- 14) Sastri 氏は、Sastri:1936 の中で、未出版のものも含めて、チョーラ朝期の重要刻文約 3000 について SELECT LIST を作成している。そのリストには土地寄進刻文ばかりでなく、種々の内容のものが含まれているので、正確な比較には利用しえないが、幾分かの参考のために、その年代と地域の分布を以下に記しておく。

年 代		Districts	
初 期	13.8%	Tanjore	30.8%
中 期	28.0%	Tiruchirappali	11.1%
後 期	24.1%	South Arcot	15.5%
末 期	20.6%	North Arcot	11.1%
不 明	13.5%	Chingleput	15.3%
		その他	16.2%

- 15) サンスクリットで「神への贈り物」を意味する。
 16) タミル語で「神の名の土地」を意味する。
 17) nandāviḷakku
 18) tiruvamudu
 19) nandavanam
 20) arachchanai および tiruvārāḍanam
 21) uttamāgiram
 22) tirumañjanam
 23) nivandam および tiruchennaḍai
 24) なお、nivandam という語は抽象的意味内容をもち、実際にこの語が用いられる時は、幾つかの具体的目的が記されて、それらを総括して、そのような nivandaṅgaḷ (nivandam の複数) を遂行するというふうに記されることが多い。しかし、そのような場合は全て目的重合として取り扱い、ここでは実質的内容が記されずにただ nivandam, あるいは nivandaṅgaḷ という語が記されている場合だけを数える。

ない場合でも、使用するべき材料および使用量にある程度の基準があって、寺院側はそれに従って依頼された目的を遂行するものとも考えられるが、それはかなり可動的である²⁵⁾。そして、他の目的の場合、とくに「神を祭る」とか「寺の諸行事」とかいったような漠然とした目的あるいはそれらを含んだ重合目的²⁹⁾の場合には、期待される行為が定量的に明らかにされず、従って、その遂行のために要する経費も可動的で、一切は寺院側の意向にまかせられることになろう。目的全体をみてみれば、定量されうる目的、即ち灯明と食事の全てを合せても全体の4割に満たず、しかも以上の他に、目的自体が全く記されぬまま寄進が行われている例が39例あることを考えあわせれば、全体的傾向として、寄進によって寺院のうける経済的収入の使途とその配分については、寺院側はさほど拘束を受けずにその載量にまかされる度合がかなり大きかったということになろう。

4 土地の広さと種類

4. 寄進の対象となる土地については、多くの刻文がその土地の東西南北の四方位の境界

を記しているが、それと同時にかなりの刻文が土地の面積を記している。そこでこの節では、地積の判明する刻文によって寄進地の広さを検討する。

4.1. 土地の広さ

4.1.1. 具体的な検討に入るまえに、ここで一つ問題になるのは、刻文に現れる地積単位である。面積が記されている殆どの場合、それは *kuli* あるいは *vēli* という二つの地積単位のどちらかで記されているので³⁰⁾、以下ではその両者³¹⁾の場合につき検討することとするが、実はその両者の関係（つまり換算率）、さらに、それらと現在われわれの使用している地積単位との関係³²⁾が何ともはっきりしない。この事はこの節での検討に一つの制約を与えることになる。この問題の解決は容易にはなし難く、今はともかく、幾つかの例から推定される *kuli* と *vēli* の関係としては、1 *vēli* が、少い場合で 2,000 *kuli*、多い場合で 10,000 *kuli* に相当するといった非常に大きな幅の中でいろいろの変化を示していることのみを記しておく³³⁾。

4.1.2. さて、*kuli* による場合から検討するとして、今その土地の広さを便宜的に7つの

- 25) nos. 52, 168, 176, 183, 203, の5例では、灯明1つにつき1 *ulakku*, nos. 92, 158 では1 *uri* と定められている。*ulakku*, *uri* は共に穀物および液体等の容積単位であり、1 *uri* は2 *ulakku* に当る。
- 26) nos. 42, 65, 69, 77, 80, 89, 102, 105, 109, 171, 178, 188. なお nos. 65, 102, 105 は「重合目的」に分類した刻文であるが、重合目的中に「食事」が含まれるものである。
- 27) 実例を示せば、「米4 *nāli*, ダール1 *nāli*, 油1 *ālākku*, 季節の野菜カレー1つ」(no. 171)とあった具合に。
- 28) 註25に記したように、灯明の油の使用量が、ある場合は1 *ulakku*, ある場合は2 *ulakku* と倍も異なり、神の食事の場合の米の使用量にしても、多くは1日4 *nāli* (nos. 42, 69, 77, 171) であるが、2 *nāli* (no. 65), 5 *nāli* (nos. 102, 105), 6 *nāli* (no. 188), の場合もあり可動的であると言わざるをえない。
- 29) 重合目的の多くは「神を祭る」を含んでいる。
- 30) 一般性をもつ地積単位とは多少違うようにも思われるが、他に、*paṭṭi*, *pādagam*, *kadi* 等があり、刻文中で数詞を伴って記されている。nos. 44, 45, 47, 68, 72, 128, 131, 132, 139.
- 31) *Kuli* が用いられるのは殆ど *chingleput*, *North Arcot districts* に限られ、*vēli* は主として *South Arcot*, *Tanjore*, *Tiruchirapalli districts* で用いられている。これはパッラヴァ朝の故地である前者の地区と、チョーラ朝本来の地である後者の地区との文化的伝統の異なりを示すものと言えよう。詳しくは<表A>参照。

段階に分け、45の事例についてそのおのおのに入る土地の数を計算するとつぎのようになる。

土地の広さ	土地の数
1 ~ 499 kuḷi	5
500 ~ 999	12
1000 ~ 1999	15
2000 ~ 2999	7
3000 ~ 3999	1
4000 ~ 4999	2
5000	3

土地の広さ	土地の数
1/20未満	4
1/20以上 1/4未満	24
1/4以上 1/2未満	27
1/2以上 1未満	11
1以上 5未満	16
5以上 10未満	3
10以上	6

以上の結果からは、kuḷi の場合は500-3000 kuḷi の土地、vēli の場合は 1/20-1/2 vēli の土地の寄進が多いことが判明する。

つぎに、vēli による場合であるが、vēli は大きな地積単位なので、刻文中で多くの場合 1/2 (arai), 1/4 (Kāl), 1/20 (mā), 1/80 (kāṇi), 1/320 (mundiri) といった分数で表わされている。そこで、vēli で表わされる土地については、それを利用したつぎの7段階に分け、それぞれに該当する土地の数を集計するとつぎのようになる。

4.2. 以上のような広さの土地がどのような種類の土地かということは、その経済的価値と関連して重要な問題であるが、あまりはっきりしない。当時の刻文に現れる土地の種類を表わす語としては nīr-nīlam, nancey (以上、灌漑地³⁴⁾), puncey (無灌漑地³⁵⁾), tōṭṭam (庭畑地), ṭiḍal (荒地) 等があるが、寄進地の

- 32) Kuḷi は、WG には “A measure of one square foot: it is also said to be a measure equal to 24 or 26 adis, or 22.8 feet, and is elsewhere considered the same as the gunta of 25,600 square feet: it is said also to be an extent of ground = 144 or 576 square feet; considerable variety thus prevailing in its valuation in different places”, TL には “Square foot; A land measure varying in different places from 144 sq. ft. to 576 sq. ft.;" とあり、vēli は、WG に “A measure of land containing five kanis or six acres and six tenths:” TL に “6.74 acres” の土地の面積と記されている。SII の編纂者の一人、E. Hultzsch 氏は、vēli の広さを Dictionnaire Tamoul Français に依拠して 26,755 平方メートルと記している (SII, II, p. 259)。以上のように 1 vēli の広さについては諸種の資料が比較的一致しているが、それが、チョーラ朝期の vēli に該当するかどうかは判らない。ちなみに、チョーラ朝期の 1 kāṇi は已に記したように 1/80 vēli であり、WG の言うところと異なる。
- 33) Sastri: 1955, pp. 621-622 参照。なお、Uttaramallur の刻文 (no. 25) では、1 vēli=6,400 kuḷi という等式が成り立っている。
- 34) 文字通りには nīrnilam は<水の土地>、nancey は<上質地>を意味するが、TL、その他では、両者とも wetland と英訳されている。TL はさらに nīrnilam を nancey と説明しているが、nancey (nanjai) は、WG では “Soil that is fit for cultivation of rice, admitting of artificial irrigation and hence commonly termed “wet ground or soil” in contradiction to punja, or dry” と説明されている。また、Andhra 地方の “wet land” について Dube: 1955, p. 70 には、降雨だけでなく、“extra irrigation” をもつ地と説明されている。本稿では、両者に<灌漑地>という訳語を当てる。
- 35) nancey に対する語で、文字通りには「劣等地」を意味するが、通常、英語で dry land と訳される。TL は “Land fit for dry cultivation only” と記述し、さらに “punceyppayir を耕作するための土地” としているが、punceyppayir とは、同じく TL によれば “米を除く他の穀物” を意味する。南インド農業における “dry farming” について、Venkateswaran: 1961, p. 59 には “Dry farming generally refers to the systems of cultivating lands which depend solely rainfall for their water supply” と説明されている。本稿では<無灌漑地>と訳す。

多くは、一般的に「土地」を意味する *nīlam* あるいは「耕地」を意味する *cey* という語で表わされているので、その種類まで明白に示えない場合が多い。それが明瞭に記されているのは「灌漑地」の場合の14例³⁶⁾と「びんろう樹林」の場合の4例³⁷⁾に止る。多くの場合は、恐らく灌漑地であったかと思われるが、1例、無灌漑地と思われる例もあり³⁸⁾、さらに村のような非常に広い土地が寄進される場合、「*nanjey* も *punjey* も含めて」と記されることがあるので³⁹⁾、寄進地が *punjey* (無灌漑地)である場合のあったことも確実である⁴⁰⁾。それらの土地の作付穀物については、収穫物に言及している刻文⁴¹⁾が全て *nel* (米)と記していることや、*nancey* (灌漑地)の場合、普通は米作が行われること⁴²⁾から考えて、「びんろう樹林」のような特殊な場合を除いて、多くの場合、恐らくは米が多かったものと思われる。しかし、以上は推定に止り、全般的に言って、土地の種類および作付穀物については多くを知ることが出来ない。

4.3. 土地の経済的価値

4.3.1. つぎに、上にみたような広さの土地

が経済的にどの程度の意味をもったかということについては、土地の種類について知ることの出来る刻文が極めて少い以上、それは正確には把握し難い。しかし、ある程度ならば前節で検討した寄進の目的と土地の広さとの関係をみることによって推定することが可能である。即ち、今、寄進目的がバラモンに食事を供する(毎日)場合で、土地の広さが *vēli* で記され、かつ後述する免税特権の記されていない5つの刻文⁴³⁾について、バラモン一人に食事を供するために割当てられる土地の広さを計算してみると、全ての場合が $1/4 \sim 1/3$ *veli* という結果になる。これらの刻文には土地の種類についての記載が何もないのははっきりしないが、1例には、 $1/4$ *vēli* の土地から寺院の得る収穫物が米で 30 *kalam* と記されており、これら5例の場合は全て灌漑地かと思われる⁴⁴⁾。ところで、バラモンに供する食事とは、日々の全ての食事を意味するのか、1日1回の特別の食事を指すのか必ずしも明白でないが、1例⁴⁵⁾に「昼の食事」と明記されているので、他の例もそのような可能性を含んでいるといえよう。

つぎに、*Tnjavūr* 寺院の1刻文⁴⁶⁾によれ

- 36) *nīrnīlam* は nos. 7, 8, 78, 91, 94, 110, 113, 115, 117, 153, 176, 206. *nancey* は no. 102. さらに, *vārinīlam* (no. 107) も同様に、「水の土地」を意味するので、灌漑地の例に加える。
- 37) 原語は *Kamugu-paṭṭi*, *Kamugu-tōṭṭam* 其他. nos. 15, 17, 39, 190.
- 38) no. 123 は、ある男が、永い間作物も出来ずに穴ぼこ砂地の *pancey* となっていた寺院の土地を開墾し、その地から年々納める米の量を記した刻文であるが、そこでは、米の量は「無灌漑の率 (*punṣey varicai*) で、1 *vēli* 地につき 5 *kalam* の米……」とされている。即ち、明確に記されている訳ではないが、無灌漑地の率で米を納めるということは、他に特殊な事情のない限り、その土地がやはり灌漑されていなかったことを示しているものと言えよう。
- 39) no. 60, 207.
- 40) no. 91 は、ある者が、かつて自分が寄進した土地からの収益では寄進目的の遂行が困難なことを知り、その土地のうちの *punṣey* を掘り起し、*nīrnīlam* として改めて捧げたことを記した刻文であるが、これは、寄進地に *punṣey* の含まれていたことを間接的に示しているものと言えよう。
- 41) nos. 48, 57, 88, 96, 97, 111, 116, 119, 123, 145, 163, 191.
- 42) 註 34 の WG の記述。註 35 の TL の記述参照。
- 43) nos. 80, 81, 109, 177, 178.
- 44) まず、1例 (no. 109) において、収穫物が米であるということはその土地が灌漑地であることを意味している。つぎに、この5例の場合のように、土地の広さと食事の量の間にはほぼ一定の関係がみられることは、この5例の土地の種類・穀物が同じであるという推定を可能にする。
- 45) no. 80.

ば、同寺院に属する踊り手、楽隊奏者、会計、其他種々の職業の者達に給料として与えられる穀物の割当てが年に 200 kalam から 50 kalam とされている。今、前述の場合と同様に免税規定なしに寄進された 1 vēli の灌漑地から寺院がうける取り分を米 120 kalam とすれば、上述の者達の生活を支えるために与えられる土地（灌漑地）は、 $1\frac{2}{3} \sim 5\frac{12}{12}$ vēli ということになる。

さらに寄進刻文ではないが、Uttaramallur 村の刻文で Uttaramērūr (Uttaramallur の古名) の共同体組織 (sabhai) 執行部への参加者の資格につき記した 2 刻文⁴⁷⁾によると、それに参加出来る者の資格の 1 つとして、 $1/4$ vēli、場合によっては $1/8$ vēli 以上の「租税納入地」⁴⁸⁾を所有する者という規定がみられる。そのことはとりもなおさず Uttaramērūr において、 $1/8$ vēli の土地（この場合も恐らく灌漑地⁴⁹⁾）は、その総収穫量から租税分と耕作に要する費用を差し引いた残りでもって、バラモン一人（恐らくは妻子をも含めた一家族）が生活を営むのに足る最低限の広さの土地と考えられていたということの意味しよう。とするならば、Uttaramērūr のバラモンの場合と、タンジョール寺院の雇庸者の場合との間には、土地の広さにかなりの開きが

あることになるが、それは Uttaramērūr の土地の生産性が極めて高いと推定されること⁵⁰⁾と、両者の耕作形態の差異⁵¹⁾等によって説明されるものと思う。

4.3.2. 以上の検討によって、寄進地の広さの経済的意味はある程度明らかになったものと思うが、それを補足する意味から、ここに当時の村落の大きさにつき記しておこう。

Tañjavūr 寺院への多数の村落の寄進を記した 2 刻文⁵²⁾には、寄進された Cōla-maṇḍalam 所在の各村落の面積およびその内部における不課税地⁵³⁾の面積が記されているので村落の大きさをみるには恰好であり、ここにその 37 村について面積を記すと次の様になる。

村の面積 (vēli)	村の数	内部の不課税地の平均値 (vēli)
0~19	14	0.75
20~39	10	2.35
40~59	9	2.30
60~	4	5.25

これにより、村落の大きさは数 vēli から 100 vēli をこえるものまでいろいろであるにしても⁵⁴⁾、概して言えば 60 vēli 以下のものが多いと推定されよう。

4.3.3. 先に集計した寄進地の大きさは 1 寺院に 1 回に寄進された土地の広さなのである

46) SII, Vol. II, No. 61.

47) ASIAR, 1904-5, pp. 131-145. あるいは Aiyangar: 1931, pp. 212-245.

48) irainilam

49) Uttaramērūr では、vāykkāl, および kaṇṇāru と呼ばれる水路が縦横に堀られ、刻文中でも耕作地は殆ど全ての場合、それらの水路と関係づけて記述されている。「第 6 番目の水路によって灌漑される第 3 耕区 (sadukkam) の土地」というように。

50) 註 49 に記したように灌漑用の水路が縦横に堀られ、土地が整然とした耕区に分けられていることは、それだけで土地の生産性の高さを想像させよう。

51) 寺院の土地は、ある程度小作者に有利な条件で貸与されることが多かったのに対し ($1/4$ vēli につき 30 kalam という率もさして苛酷なものとは思われない)、Uttaramērūr のバラモンの土地は、農奴的な耕作者あるいは日雇労働者によって耕作されていたとも考えられる。

52) no. 165, 166.

53) その内容は no. 165 で、村民の居住区 ūrnattam, 寺院 srikōyil, 貯水池 kuḷam, 用水路 vāykkāl, パライアの居住区 paraichchēri, 職人たちの居住区 kammāṇachēri, 死体焼場 cuḍukāḍu と説明されている。

54) 最小のものは $2\frac{3}{4}$ vēli 少々であるが、その村 (Nagarakkārichchi) は、別の村に付属する村とされているので、その場合を除くと、最小は $4\frac{3}{4}$ vēli 少々、最大は 153 vēli である。

が、実は、寄進に際してはかなりの場合に、村内の幾つかの土地がよせ集められて寄進されており、そのよせ集められた個々の土地片についても夫々の地積が記されている例が多い。問題は多少離れはするが、それをみることによって、村落内部の土地保有の状態・耕作の方法等につき何らかの示唆をうることが出来ると思われるので、ここでそれについても集計してみよう。その場合、1 *vēli* 以上の広さの土地は省き、それより小さな土地についてのみ集計する。

土地の広さ	件数
1/40 <i>vēli</i> 未満	1
1/40以上1/20未満	13
1/20以上 1/4未満	30
1/4以上 1/2未満	8
1/2以上 1未満	5

即ちこれによれば、1/20 *vēli* 以上の土地が大半を占めはするが、それ以下の土地が14例もみられ、そのことは、村落内部での土地のかんりの細分化が行われていることを示しているものと言いえよう。*kuli* で記される土地片についても同様で、その最小のものは40 *kuli* と記されている⁵⁵⁾。

4.4. 以上では *kuli* および *vēli* で土地の面積の記されている事例につき検討したわけであるが、64の刻文は土地面積の記載を欠き、そのうち約15の場合は寄進されたものが村落内部の土地ではなく、村落そのものであると考えられる⁵⁶⁾。また、面積が記されている場合でも、それが村落である事例が4例ほど存在するが⁵⁷⁾、この村落の寄進ということの意

味については第6節で検討することとする。

5 寄進者と土地提供者

5. この節では、土地の寄進者および寄進地の実際の提供者(即ち元の所有者)について、かれらが誰であり、どのような社会層に属するかを検討してみよう。まず寄進者の検討に際しては、便宜上それを1) 王あるいは国家 2) *sabhai, ūr, nagaram, parudai* の如き村落内の共同体組織⁵⁸⁾ 3) 個人、の3つの範疇に分けて取り扱い、その中ではとくに個人の場合に重点をおいて考察する。

5.1. まず、王あるいは国家が寄進者である場合は、刻文にして16、事例にして19⁵⁹⁾ほど数えられるが、19例中には、4つの全ての時期の王が含まれている。なお、王が寄進者である場合には「村落」が寄進されることが多いが、村落の寄進ということの意味およびその場合の土地提供者の問題は次節で検討する。

5.2. つぎに、共同体組織が寄進者である事例⁶⁰⁾は全体で17例ほど数えられるが、提供された土地のうち *nagaram* の1例⁶¹⁾は住宅地として分割されない共有財産、*sabhai* の2例⁶²⁾は *mañjikkam, ūr* の2例⁶³⁾は荒地である。*Mañjikkam* はやはり、分割・耕作の対象とされずに共同で保有されている土地と推定され⁶⁴⁾、したがって、以上5例の場合は、何れもかれらが共同で用益権をもつ未分割の公共用地と考えられる。その他の12例の場合も、土地提供者が共同組織自体と思わ

55) *Tiruppallatturai* の刻文に1例 (no. 153) 15 *kuli* という土地がみえるが、これは、普通 *vēli* の用いられる *Tiruchirappalli district* の例であるので、その *kuli* 大きさをその他の場合と同じ大きさと考えてよいかどうかは疑問である。

56) 本稿では「村落」という語を主として行政単位としての村落の意に用いる。しかしある程度はルースにならざるをえない。というのは、タミル地方の村落名は、それが行政村の場合も、また行政村の中に含まれる小村としての自然村の場合も、同様に *ūr* という「村」を意味する語尾をもつことがあり、また逆に、両者とも *ūr* という語尾を持たないこともあり、ある地名につき、それを村落であると断定するのが大変に困難なことが多いからである。

57) nos. 95, 165, 166, 182.

れるので、もし以上のような公共用地でない場合は、実際にどのような形で保有・耕作されていたかは別として、ともかく、かれらが共同体的に保有していた土地（耕地）ということになる⁶⁵⁾。

5.3. 寄進者が個人の場合

5.3.1. 最後は個人が寄進者である場合であるが、これについては多小細かく検討してみよう。個人寄進の事例は156例ほど数えられるが、Uttaramallur, Tiruchchendurai 等の刻文には同一個人による多数の寄進がみられるので(<表A>参照)、そのような重複を除

き、残りの119人の個人について、かれらがどのような社会層に属する者であるかを出来る限り明確にしてみよう。なお、119人については、以下の分析結果をまとめて<表B>を作成し、本文の終りに付録するので適宜参照していただきたい。

5.3.1.1. それら119人のうち、まず身分・職業等が明記されている者からみてゆくことにする。最初に、王母・王妃等の王族を一つにまとめると、チャーラ王の母・妃・姉妹が7名、それに、チャーラ王の娘・ラーシュトラクータ王の妃を各1名加えると全体で9名となる。つぎに中央政府(王)の官吏と解釈

58) Sabhai は brahmadēya 村落に, ūr は non-brahmadēya 村落に, nagaram は商業都市に特有の共同体組織である。これらについては, Sastri: 1955 pp. 492-503, Mahalingam: 1955, pp. 333-380. を参照。なお, parudai (あるいは mūlaparudai) については, 明白なことが判らないが, Sastri 氏は “The mūlaparudaiyār (yār は人々を表わす語尾) of different localities were clearly in direct charge of temples.” <Sastri: 1955, p. 489> と述べている。わたくしも, parudaiyār が寺院と何らかの関係をもっているという考えには賛成であるが, 200 刻文の中には parudaiyār が自分たちの土地をもっていて, それを寺院に売ったことを記す例もあるので (nos. 84, 124), 組織としては寺院と別個の独立したもののようと思われる。Sastri 氏はさらに, Sūcīndram の例として mūlaparudai が sabhai に従属していた例のあることを述べているが (ibid.), Tiruchchendurai の刻文 (nos. 117, 140) から brahmadēya Isānamaṅgalam でも, sabhai と parudai が共存していることが知られる。その場合の両者の関係は不明であるが, parudaiyār が, 後述する (p. 000) iraikkāval をうけとっている例もある。parudai が共同体組織の一つであることは確実であるが, その詳細, sabhai との関係等は今後の研究を要する。また nos. 73, 78, 79, 184 では peruṅguri (実際には, これにさらに<偉い人々>を意味する perumakkaḷ という語をつけて用いられることが多い) と呼ばれる組織がみられるが (寄進者としては nos. 78, 79), これは skt の mahā sabhā (sabhai) に相当するタミル語であり, sabhai と同じものと考えられる。Sastri: 1955, p. 502.

59) nos. 164 からは, 4つの異った時期における寄進について知ることが出来るので, 4例として数える。<リストA>参照。

60) <リストA>の寄進者の項に, 全て C の記号で記入してある。

61) no. 49.

62) nos. 45, 65.

63) nos. 100, 101.

64) SII, III, p. 327. および辛島: 1961, pp. 108-112.

65) 当時の村落内部での土地保有については已に述べたように, これまでに研究が極めて不完全ではっきりしないが, わたくしは, 一応, non-brahmadēya 村落の場合は ūr によって共同で保有・耕作され, brahmadēya 村落の場合は, ある brahmadēya では, mañjikkam のような土地を除いて, 完全に個人に分割され, またある brahmadēya では, mañjikkam 以外の一般耕地も sabhai によって共同保有(その場合の一つの形としては割替制が考えられる)されているものとする。この問題については, 辛島: 1966 参照。なお, parudai は, かれらだけの共同保有地をもっているように推定されるが, 已に記したように, parudai の実体には不明の点が多く, それ以上のことは今後の研究に俟たなければならない。また nagaram の土地についても研究が必要である。

されるものであるが、チョーラ朝の官制については不明な点が多いので、ここでは Sastri 氏が官職名・称号として挙げているもの⁶⁶⁾、および意味の明確なもののみを取りあげる。それらは、上級官職を意味する *perundaram* である者 4 名⁶⁷⁾、*perundaram* の *nāyaka* (長) とされる者 1 名、上級官吏一般に与えられる *Adhikāri* という称号をもつ者 1 名、同様に官吏を意味する *ēnādi* の称号をもつ者 1 名、また、*adhikāri* がしばしば自己の名に用いる *mūvēndavēlān* という名称をもつ者 2 名⁶⁸⁾、将軍を意味する *sēnāpati* 3 名⁶⁹⁾、*padai* (連隊) の *nāyakan* (長) 1 名、*tuci* (前衛軍) の *ādināyakan* (主席長官) 1 名、王妃等の女官である *pendātti* 2 名、それに、官吏とは多少異なるが、何らかの形で功績ある者に与えられる *araiyan* または *pēraraiyan* という称号をもつもの各 1 名、それに王象の御者とされる者 1 名となる。以上のようにして、中央政府の官吏またはそれに関係づけられる者は全体で 19 名である。その他職業の明白なものとしては、*viyāpāri* あるいは *chetti* と記されている商人の 6 名⁷⁰⁾、寺院関係者 (*paṭṭuḍaiyār* 他⁷¹⁾) の 2 名、狩人⁷²⁾ (*vēṭṭuvar*) の 1 名をあ

げることが出来る。

5.3.1.2. つぎに、残りの身分・職業について明確でないものについては、それを種々の点から幾つかのグループに分けて考察していくこととして、まず初めに、刻文中の記載内容から、チョーラ朝の領域内で特定の地域に領主的な権力をもっていたと推定される者をまとめてみよう。その第 1 に挙げられるのは、*Tiruchirappalli* の南方、*Kodumbalur* を中心に王朝初期に勢力をもった *Irukkuvel* 家の者たちの場合である⁷³⁾。かれらはチョーラ王家とは姻戚関係を結び、その 2・3 の者に対しては、*Allūr* の刻文中で、チョーラ王に対するのと同様の敬意がはらわれ⁷⁴⁾、また、後述するように、かれらは同地方に対して徴税権をもっていた⁷⁵⁾。かれらは、その妃・姉妹の場合を合わせて 9 人を数えることが出来る。つぎには *Tilluvallam* の末期刻文に現れる *Śēngēni* 家の者であるが、かれらは *Rājadhira* *rājā II* のころ *North Arcot District* 一帯に大きな勢力をもっていたとされており、同地方に対して何らかの徴税権をもっていたことは明白である⁷⁶⁾。寄進者として現れるのはそのうちの 1 名である。つづいて同じく

66) Sastri: 1955, pp. 462-464.

67) no. 50 の寄進者は、その刻文には記されていないが、no. 54 および SII, Vol. II, No. 12 の記述により *perundaram* と判定。

68) no. 189 の寄進者は、その刻文には *Mūvēndavēlān* としての記述はないが、刻文集での Introduction (p. 43) により判定。

69) no. 36 の寄進者は、実際は *Sēnāpati* の母であるが、便宜上これに加える。

70) <表 B>に記したように、2 名は *Kānchīpuram*、1 名は *Kērala*、1 名は *Karunātaka* 出身の商人である。*Karunātaka* 出身の者は宝石商 (*māṇikkvāṇiyan*) とされている。なお、no. 172 の寄進者は、その者自身商人と記されていないが、父親が商人として記されているのでここに加える。

71) *paṭṭuḍaiyār* とは、絹の衣 (*paṭṭu*) の所有者 (*uḍaiyār*) の意で、寺院関係者、おそらくは司祭者を意味する。他の 1 名は、単に、*Taṅjavūr* のある寺院の女性ということが判明するだけである。

72) この狩人 (*vēṭṭuvar*) は、後述する「二つの名」および *vēlān* という称号をもっており、おそらくは王に仕える者かと思われる。

73) *Subrahmanya Aiyer*: 1953 および *Arokiaswami*: 1954 はかれらについての研究である。

74) かれらの命令書に対して、王の詔勅に対するのと同様の *Srīmuḡam* という語が用いられ、かつ、*Allūr* の村民は、王の詔勅に対してするのと同じように、それを頭上におしいたいでいる。(nos. 102, 104)

75) この点に関しては 6.2.2.2 で検討する。

Tiravallam の中期刻文に現れ、Kolar のガンガ朝と関係をもち、Mahārāja を称する一族の2名を挙げうる。しかしかれらについては、その出自や称号から判断して領主的な勢力であったろうと考えられるだけでそれ以上の点は不明である。つぎに Manimangalam の末期刻文に現れ、Tanganāḍu の uḍaiyaṅ と記されているもの1名があり、この者についても詳細は不明であるが、nāḍu (地区あるいは地方) の uḍaiyaṅ (所有者) という点を考慮してこのグループに加える。最後にもう1例同様に、ある nāḍu を「自分の nāḍu」と呼んでいる者1名をこの領主グループに加えるが、かれの場合は、200 刻文以外の刻文⁷⁷⁾によって、その nāḍu に含まれる Tūsiyūr nagaram の住民から税 (irai) をとっていたことが判明する。以上に挙げた 15 名の者たちは、Chōlā 王家との関係、および特定地域との関係について、その全てを明確にしうる訳ではないが、ともかく、それぞれの地方に何らかの形で領主的な権力をもっていたと推定される者たちである。

5.3.1.3. つぎに、以上に該当しない 68 人については、刻文の内容からかれらがどのような者たちかを判断するのは困難である。そこで、ある程度便宜的な方法ではあるが、その中からまず「二つの名」をもつ者を拾い出してみると 14 名にのぼる。「二つの名」をもつ者とは、例えば Parāntakan Viracōḷan, またの名 (āna, ākiya あるいは āyina) Mahimālaya Irukkuvēl といったふうに、āna, ākiya,

āyina⁷⁸⁾ で接続される2つの名をもつ者のことであるが、その場合、片方の名の1部にその者が関係をもったと思われる Chōlā 王の称号が用いられる (上記の場合 parāntakan) ことが多い。ところで、この「二つの名」をもつ者は已に言及した 50 名の寄進者の中にも多く、とくに王の官吏と地方領主と推定した者の場合をみると、26 名中 19 名が二つの名をもつ者である⁷⁹⁾。そのことは、今問題にしている 14 名についても、かれらが何らかの形で王権と関係をもつ者か、あるいは地方の有力者であるという推定を可能にしよう。かれらの名をみてもみると、名の1部に pallavaraiyaṅ という語をもつ者が3例見出されるが、この語は、TL によれば、A title bestowed by Cola kings on their generals と説明されている。Sastri 氏はこの pallavaraiyaṅ という語には言及しておらず、TL の解釈をそのまま受け入れることは危険のようにも思われるが、しかし、已に言及した官吏のうち3名はこの名をもっており、pallavaraiyaṅ は、TL のいうように general に与えられたものであるかどうかは別として、王によって与えられた称号の1つである可能性は十分にあるといえよう。また1名 vēlān という称号をもっている者があるが、SITI では vēlān もまた Chōlā 王によって与えられる称号の1つと解釈されている⁸⁰⁾。したがって、2つの名をもつ者が、何らかの形で王権と関係する者である可能性はかなり強いものと考えられる。なおこの vēlān の称号をもつ者は、全

76) Sastri 氏によれば、未出版の I 刻文 (252 of 1919) は、Śeṅgēni 家が Rājādhirāja II に対して改めて忠誠を誓ったことを記すものであるというが (Sastri: 1955, p. 375), これは、Chōlā 朝末期に、Śeṅgēni 一族が王に叛きかねないほどの力をもっていたことを示すものと言えよう。なお、徴税の問題については、6.2.2.2 を参照。

77) SII, Vol. III, No. 212 (銅版刻文)

78) āna, ākiya, āyina は全て語根 āku (……である、……になる) に由来する関係分詞で、「であるところの」の意である。

79) 一般に女性の場合には、「二つの名」は用いられないので、官吏・地方領主のうちから女性は除外して計算する。

80) “title conferred by the Chōlā kings on his subordinates” Sastri 氏は、已に述べたように、mūvēndavēlān については称号として言及しているが、vēlān については何も述べていない。

寄進者中に 8 名存在するが、そのうちの 6 名は已に言及してきたグループの中の者でありその全てが「二つの名」をもつ者である。したがって、残りの 2 名も、便宜上、一応この「二つの名」をもつ者のグループに加えておくことにする。

5.3.1.4. つぎには、個人名に対する修飾語として、*uḍaiyān*, *kiḷavar*, *kiḷān* といった語(称号)をもつ者を 1 つのグループにまとめてみる。まず、*uḍaiyān* という語は、神・君主・領主の意味にも用いられる語であるが、元来は「所有」を意味する *uḍaimai* に由来し、「所有者」を意味する。刻文中では、已に言及した *pattuḍaiyān*(絹の衣の所有者), *nāḍu-uḍaiyān* (*nāḍu* の所有者) のように、種々の語と結合して現れてくるが、かなり多くの場合、村落名と結合して用いられる。その場合、文字通りに解釈すれば、*uḍaiyān* を称している者は、その村落の所有者ということになるが、1 つの村落に対して *uḍaiyān* を称する者が 2 人いる場合もあるので⁸¹⁾、その実際に意味するところは、たとえば、村落内部に多くの土地をもつといったような、ある村落に対して何か特別の権利をもつ者であるように思われる。そのような *uḍaiyān* の用例は、已に言及された寄進者について、7 例、言及されずに残っている者について 5 例見出され

る。なお、已に言及された者の中で *uḍaiyān* である 7 例は、官吏の場合の 3 例と「二つの名」をもつ者の場合の 4 例であり、そのことは、*uḍaiyān* が何らかの形が王権と結びつく可能性を示すことでもある。つぎに *kiḷān* あるいは *kiḷavan* という語は共に「権利」を意味する *kiḷamai* に由来し、「所有者」あるいは「権利者」を意味する語であるが、この場合は殆ど全ての場合に村落名と結びついて用いられている。したがって、はっきりはしないがこの修飾語をもつ者の場合も *uḍaiyān* の場合と同様にその村落に対して何らかの特権をもつ者と推定される。この *kiḷavan* または *kiḷān* の例は、言及された寄進者中に 1 例、残りの者の中に 8 例見出される。已に言及した者の中の 1 例は領主であり、かつ *vēḷān* の場合である。

5.3.1.5. さて、残り 40 名のは、上記したような「二つの名」や「称号」をもたない者たちであるが、中でカーストの判明する者をまとめると、15 名のバラモンと 3 名の *Veḷḷāḷa*。1 名の *Kaikkōḷa* があげられる。*Veḷḷāḷa*⁸²⁾ はタミル地方で有名な農業カーストであり⁸³⁾、*Kaikkōḷa* は南インドで織布を職業とするカーストである。そしてバラモンの場合、その殆どは *brahmadēya* 村落の居住者である。

5.3.1.6. 最後に残った寄進者の数は 21 名

なお、*mūvēnda*(r) は、チョーラ・チェーラ・バーンディヤのタミル三国の王を意味する。

- 81) no. 43 では土地の提供者として 2 人の *manimaṅgalam-uḍaiyān* が記されている。なお *manimaṅgalam* は *brahmadēya* 村落なので、この *uḍaiyān* 2 人は、そこに居住するバラモンかとも思われる。
- 82) *Veḷḷāḷa* および *Kaikkōḷa* の場合は、夫々 *Veḷḷāḷa*, *Kaikkōḷa* と明記されているが、バラモンの場合は、*brāhmana* と記されるのは特別な場合に限られる。したがって、ある人物をバラモンであると判定するには、主として名前を手がかりにすることになる。寄進者の名前の中で、バラモンの名前と考えられるのはつぎの 4 つである。*Pāradāyaṅ* (*Bhāradvāja*), *Kavuniyaṅ* (*Kaundinya*), *Bhaṭṭaṅ*, *Kramavittan*. no. 170 の寄進者は *Bhaṭṭārakan* という名をもち、その名からはジャイナ教徒のようにも思われるが、*brahmadēya* の *kiḷavan* に *Bhaṭṭāraka* の名をもつ者がある (no. 171) ので、バラモンに加える。また以上のような名前から判断出来ない場合で、妻が *brāhmani* と記される場合があり、これはバラモン認定の有効な手がかりとなる (no. 148)。なお、no. 146 の寄進者は、*Naṅgan Kandan* という名で、それだけからは判定出来ないが、土地を *brahmadēya* として施与されているのでバラモンと断定出来る。また、no. 191 の寄進者は、*Mahādeva* なる名をもつ *dvija-kula* の学者ということで、一応バラモンの中に加える。

であるが、これらの者については以上に記したような手がかりがなく、かれらがどのような者であったかを明確にすることは不可能である。そのうちの何名かは brahmadēya 村落の居住者であり、バラモンである可能性が強いが、何名かは一般村落の居住者である。

5.3.1.7. 以上で、個人が寄進者である場合の全てについてみてきた訳であるが、全体としては、その社会的地位なり職業なりについてかなりのヴァリエーションがあると言えよう。しかし、それらの中から、王族・商人・brahmadēya に居住するバラモンを除くと、かなりの数の寄進者が二つの名をもつ者、あるいは uḍaiyān, kiḷavan たちということになる。かれらをどのような階層の者として把握するかは極めて難しい問題であるが、注目すべき点は已に述べたように、かれらの多くが中央政府の官吏であるか、あるいははっきりそうと断定出来ない者も何らかの形で王権と結びつく者である、ということである。また、それと同時に、今一つ注目すべき点は、その中のある者は地方の領主的支配として現

れ、ある者は村落に特権をもつ者として現れるなど、それらの者と地方の結びつきもまたかなり強いように思われることである。しかし、以上二つのことの因果関係は現段階では不明であり、これ以上のことは uḍaiyān, kiḷavan 等の詳細と共に、今後の研究に俟たなければならない。

5.3.2. 土地提供者

5.3.2.1. つぎに、以上のような個人が寄進した土地の実際の提供者（元の所有者）について検討してみよう。これは刻文からは中々明らかにしえない場合が多いが、まずかなり多くの場合（177 例中 76 例）には寺院の存在する村落の共同体組織から提供をうけているように推定される⁸⁴⁾。つぎに寺院自身が土地提供者と考えられる場合が 23 例ほどあるが、これは、個人が寺院の荒地を買って開墾して寄進する場合があるためである。以上 2 つの場合、および提供者について何とも判断のつかない場合⁸⁵⁾を除くと、元の所有者が個人である例は 45 にのぼる。今、それを、先の寄進者の検討の際に用いたグルーピングによ

- 83) 先に領主のところで述べた Kodumbalūr の Irukkuvēl 家はこのカーストに属し、チョーラ王家もまたこのカーストであると言われる。Arokiaswami 氏は、このカースト（種族といった方が適当であるが）の北インドからの移住説を唱えているが（Arokiaswami: 1954）、その起源と歴史については不明な点が多い。
- 84) a) 寄進者の検討のところで共同体組織として取り上げたのは, sabhai, ūr, nagaram, parudai であったが、ここでは、それに talaivāyccānrār なる組織を加える。これは、Allūr の刻文 (no. 99) と Tiruppalatturai の刻文 (no. 152) に現れ、実体はかならずしも明確でないが、灌漑用水路の主要取り入れ口 (talaivāy) の管理を中心に、灌漑に対しての権利あるいは責任をもつ共同組織のように思われる。Allūr の刻文の場合、それは 11 人、Tiruppalatturai の刻文の場合は 27 人が記されているが、両方の場合共、全員が共同で土地の売却者となっている。b) 土地提供者を数えるに当って、1 名の寄進者が、1 度に複数（共同体と個人といった組み合わせを含めて）から土地の提供を受けている場合は、原則として複数に数えるが（<表 A> 参照）、1 度に多勢の同一村内のバラモンから土地提供を受けている場合には、複数とせず 1 例として取り扱う。それは、そのような場合がかなり多く、それをも複数に扱うことは、全体の用例の数をいたずらに多くすることのように思われるためでもあるが、幾つかの場合には、一人のバラモンの名が挙げられ、その者を「含めた者たち」あるいは、その者「を含めた Sadukkam の保有者たち」というように記されて、寄進者の人数を確定出来ないためでもある。なお Sadukkam（耕区）については、辛島 1965, p. 11 参照。c) 以上、b) に記したこと、および、土地提供者の判断がなかなかつかれない場合が多いということによって、76/177 といった割合は、ある程度の目安にすぎない。
- 85) その場合は、32 例ほど数えられるが、その中には、後述するように、地方領主によって、自己の支配下にある村落や土地が寄進され、元の所有者としての土地提供者の意味が明確にしえない場合も含まれる。

て記するとつぎの通りになる。但し、バラモンの場合、一度に何人ものバラモンから買われている例が多くみられるが、註 84 b に記したように、一度に買われた場合は複数とせず 1 例として計算する。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 官吏 (Sēnāpati) | 1 ⁸⁶⁾ |
| 2. 地方領主 | 3 ⁸⁷⁾ |
| 3. Uḍaiyān | 3 ⁸⁸⁾ |
| 4. Kilavan (Kilān) | 3 ⁸⁹⁾ |
| 5. バラモン | 26 ⁹⁰⁾ |
| 6. 寺の者 | 1 ⁹¹⁾ |
| 7. 不明 | 8 ⁹²⁾ |

以上からすると、個人としての土地の提供者、即ち元の所有者はバラモンが大半であり、「不明」8 例中の 3 例も、確証はないがそれがバラモンである可能性が高い⁹³⁾。さらに、kilavan 中の 1 例もバラモンであり、uḍaiyān 中の 2 例、sēnāpati の場合もバラモンと思われる⁹⁴⁾。また uḍaiyān 中の 1 例と「不明」中の 1 例は共に Chidambalam の mūlaparudai の成員と記されているが、Ponnambalakkū-

ttaṅ という名前から判断して 2 人共 Chidambalam 寺院に所属する格式の高い踊り手であった可能性が高い⁹⁵⁾。

5.3.2.2. これだけの事例から推定するのは危険であるにしても、このような結果をみると、当時の土地所有について、個人として売却や寄進の形で処分しうるような権利を土地に対して持っていたのは、何か特別の身分の者に限られていたのではないかと想像される。しかも、それらの特別の身分の者は、多くの場合に、何らかの形で王と結びつく者であり、その結びつきによって王から土地の所有を認められていたのではないかとと思われる⁹⁶⁾。そしてその事を逆に言えば、その他の人々の場合は、共同体の成員として共同で土地を保有するか、あるいは多少個人的に保有するにしても⁹⁷⁾、それに対する共同体の規制がかなり強かったのではないかとと思われる。しかしその問題の一層の考察は今後の研究に俟たなければならない。

5.3.2.3. 以上に検討した元の土地の所有者

86) no. 37.

87) nos. 57, 58, 59. 3 例共 Seṅgēṇi 家の同一個人による村と思われる土地の売却である。

88) nos. 43 a, b, 76.

89) nos. 80, 83, 171.

90) nos. 41 a, 42, 69, 70, 118, 122, 123, 126, 128, 130, 141 b, 143 a, 146, 156 b, 174, 181, 183, 188 (以上、1 名のバラモンの場合)。nos. 38, 39, 41 b, 117, 141 a, 157, 180, 185 (以上、多数のバラモンの場合)

91) no. 107 b, 原語は Kōyilār.

92) nos. 43 c, 63, 72, 76 b, 77, 134 a, 153 b, 196.

93) Mahājanapriyaṅ (no. 43 c), Velgovān (no. 134 a), Candiracekaraṅ (no. 153 b) の 3 人については、名前からの判定が不可能であるが、何れも brahmadēya の住人である。brahmadēya の住人で土地の売却者である場合は、バラモンである可能性がかなり高いものと思われる。

94) Uḍaiyān の 2 名 (no. 43 a, b) は、共に brahmadēya である Manimaṅgalaṅ の uḍaiyān であり、sēnāpati (no. 37) は Jayaṅkoṅḍa-Cōla-Brahmādhiraṅ という名前をもっている。

95) Ponnambalakkūttāṅ は、文字通りには「金の寺院の踊り手」を意味する。金の寺院は、この場合 Chidambalam の シヴァ寺院を意味しているが、Chidambalam は当時から今日に至るまでヒンドゥー教の一大中心地で、その寺院はチョーラ王家とも関係が深く、Parāntaka I はその寺を金で覆ったと言われ (Sastri: 1955, p. 135), Virarājendra は、寺院の主神 Natarāja <踊るシヴァ>の冠にルビーをはめたといわれる (Sastri: 1955, p. 274)。したがって、その踊り手であるとするならば、非常に格式の高い者であったと思われる。また、もしかれらが踊り手であったとするならば、そのことが、かれらの 1 人をして Chidambalam の uḍaiyān たるしめているものと思われ、かれらの提供した土地が、王によって施与されたものである可能性をも充分にもっているといえよう。

のうち、バラモンの5例⁹⁸⁾、kilānの1例⁹⁹⁾、不明の1例¹⁰⁰⁾、sēnāpatiの1例¹⁰¹⁾は自分の土地を寄進している。即ち、寄進者と土地所有者が同一であるが、他の場合は全て元の土地所有者は寄進者への土地の提供（売却）者である。その場合、それら土地提供者と、先に分析した寄進者の間には、とくに問題となるような関係は存在していない。なお、土地の売却者が地方領主である3例については、それが村落のように思われ、王の場合と同じ問題が生じるが、それについては次節で検討する。

6 租 税

6. 寄進に際して、刻文にはその土地の「租税を免じて=iraiyili」寄進する旨記されることが多いが、この節では、寄進の意味をより

明確にするために、寄進地の租税の問題を検討してみよう。しかし、チャーラ朝の刻文に現れる税目を表わすと考えられる語は非常に多く、かつその意味するところが明確でない¹⁰²⁾。しかもその税制については、これまでに殆ど研究が行われていない。この研究で、それらの税目・税制の検討にまで足を踏み入れることは不可能であり、したがって、この節での検討は多分に暫定的なものである。

6.1. さて、刻文を通見して容易に目につくのは、王が寄進者である場合の特殊性である。寄進される土地についても、王の場合には村落が圧倒的に多いことはすでに記したが、それと同時に、寄進される村落あるいは村落内部の一部の土地からの租税(irai)の額が定められていて¹⁰³⁾、それを寺院に納入すべきことが記されていることが多い。納入すべ

96) Brahmadēya 村落は、王によってバラモンに与えられるものであり、バラモンと sēnāpati の場合は、確実に王権との結びつきによって土地を与えられていると言いうる。領主の場合は、土地が広域で、その権利はおそらく徴税権というにふさわしく、バラモンや sēnāpati の場合の「所有」とは意味が異なるように思われるが、王権の媒介を必要とする点は同様であろう。Uḍaiyān, kilavan の場合は、土地との結びつきの原理が不明ではあるが、已に述べたように、かれらが王権と結びつく傾向が強いとすれば、その土地所有（あるいは保有）もまた王権の媒介によって成立している可能性が強い。なお、この見解に対しては、寄進者として土地を購入した者の中に、そのような特別な個人とは考えられない者も存在し (5.3.1.6)、そのことはとりもなおさず、一般個人が、個人として土地を所有（あるいは保有）出来たことを意味するのではないかという反論が提出されるかもしれない。しかし、わたくしは、一般個人が土地を購入しえたのは、あくまで寄進が目的であることによって可能にされたものと考ええる。刻文 no. 174 は、brahmadēya 村落に住むある Vellāla カーストの者が土地を寄進したことを記しているが、その土地は、同じ村の「Pālāsiriyaṇ Māraṇ Dēvaṇ Sōmāsiyaṇ (バラモン) の名で、(即ち)他の名前で、(即ち)この方の名で買って手に入れていた」ものと断られている。このことは、以上の推定をある程度うらづけるものと言えよう。

97) 共同体的土地保有の行なわれている non-brahmadēya 村落内部においても、共同体組織の書記、踊り手、占星者、といった、村落内部で特別な地位、役割にあるものの中に、土地の個人保有がみられる。辛島：1966 参照。

98) nos. 141 b, 146, 156 b, 181, 188.

99) no. 171.

100) no. 77.

101) no. 37.

102) この点について Sastri 氏は次のように述べている。“The language of the inscriptions describing the taxes and dues is seldom susceptible of complete or satisfactory interpretation at present, and nothing more can be done than to offer some tentative inferences from the records which will require confirmation or modification in the light of further study.” (Sastri: 1955, p. 521)

き額が明記されていない場合でも、種々の税目が挙げられていて、「それを含めて寄進する¹⁰⁴⁾」あるいは、「それをとらない¹⁰⁵⁾」あるいは「それを(寺院に)払うように¹⁰⁶⁾」といった内容の語句が付されており、その意味するところは、本来ならば国庫に納入されるべきその村からの租税収入を寺院に支払うようにさせることであると解釈される¹⁰⁷⁾。即ち、その限においては、王の寄進の場合に与えられるものは、村なりあるいは村落内の一部の土地なりからの租税そのものであると言いうる。しかし場合によっては、それ以上の内容をもった、土地の所有権、あるいは経営権までもが与えられているように推定される¹⁰⁸⁾。何れにせよ、王が寄進した土地が「免税の寺院地」と記される場合の意味内容は、以上のように、王によって租税を免じられて、それを寺院が享受するということである。

6.2. 王以外の場合

6.2.1. つぎに、王以外が寄進者である場合の租税の問題に移ると、その場合でも同様に「免税して」と記される場合が極めて多いので、まず、そのことの意味について記しておく。これはすでによく知られていることなので¹⁰⁹⁾細い検討はさけて、結論的に記すと、寄進者が寺院に代ってその土地の租税を払うことにより、寺院としては実質的に免税にされるという意味なのである。ただ寄進者は寺

院に代って年々その地の税を支払っていくのではなく、ある金額——それから生ずる利益が年々の租税に見合うような金額——を、寺院が存在している村の共同体組織(村の土地の徴税を請負っていると考えられる)に前払いの形で支払うことによって、寺院地の免税化を実現するのである。そのような金は、(税の金), *iraikkāsu* (税の守り), *iraikkāval* *iraipporu!* (税の金), *iraidravyam* (税の金)等と呼ばれるが、刻文中には、寺院と土地の存在する村落の共同体組織が、寄進者からそれを受け取って土地を免税化したという記述がしばしば見出される。さらに幾つかの刻文¹¹⁰⁾では、その上に自分達(共同体組織)が年々税を払ってゆくと明記されている場合もある。

6.2.2. 免税と記される場合

6.2.2.1. さて、以上の2つのこと、即ち王の場合の免税とは、王が自分の取り分である租税収入を与えることを意味しているということと、その他の場合の免税は、寄進者の肩代りによってそれが実現されていることが多いということを念頭においた上で、王以外が寄進者である場合の刻文を今少し検討してみよう。王による寄進の事例を引いたの残りの196の寄進事例のうち、115の事例では、多少表現の差はあっても、租税 *irai* が課されない旨記されている(<表A>でFと記されているもの)。そのうちで、寄進者によって免

103) nos. 46, 55, 61, 91, 164 b, 164 c, 164 d, 165, 166, 167, 182, 198. 定額かどうかということと共に、物納(米)か金納かということも重要な問題であるが、それは村によって異っている。即ち、ある場合は、一部を米で一部を貨幣で出すように記されているが、ある場合は米だけで記されている。また、no. 166に含まれている *nagaram* の場合には、貨幣だけで定められている。その詳細については別稿で検討する。

104) nos. 7, 8.

105) no. 94.

106) nos. 92, 93.

107) 定額で記されない場合は、それだけの理由では必ずしも断定は出来ないが、租税の額が年々異なるような徴税法(即ち、その年の総収穫量の何割かを納める)がとられているようにも思われる。定額の場合も、また、その基準としては、収穫量の何割という割合があったものと想像されるが、Sastri氏は、そのような割合の実例として、1/5, 1/3, 1/2, 2/5, 1/4といった数字を挙げている。(Sastri: 1955, pp. 539, 585)

税化するのに必要な金 (iraikkāval 等) が支払われたとはっきり記されているものは少数であるが、115 の事例のうちほとんどの場合には、寄進の行為に sabhai, ūr, nagaram, parudai 等の共同体組織が関与しており¹¹¹⁾、それによって、実際には寄進者によって免税のために金が支払われているか、あるいは、場合によっては共同体組織自体が肩代りをつとめると推定される。

6.2.2.2. しかし、ここで注目しなければならないのは、前節で地方領主と解釈した者が寄進者である場合であり、以下それについて細かくみてみよう。はじめに kodumbalur の Irukkuvēl 家の場合には、寄進の対象となっている土地が村かどうかは明白でないにしても、7 vēli, 5 vēli, 3 vēli, 2 vēli 等非常に広いうえに、9 例中¹¹²⁾の 6 例は何れも免税化されているにもかかわらず、その刻文に sabhai,

108) このことは種々の点から推定されるが、一番確実な推定の根拠となるのは、幾つかの刻文に見られる kuḍinikki という記述である。kuḍinikki とは、文字通りには「kuḍi (この語の内容をどう規定するかは難しい問題であるが、一応、土地占有者、小作人、耕作者、といった内容をもつものと規定しておく) を排除して」という意味で、これも幾つかの刻文にみられる Kuḍinikkā 「kuḍi を排除することなく」という表現と対立する語句であるが、刻文中では「kuḍinikki (あるいは kuḍinikkā) dēvadāna として寄進する」というように記される。したがって、kuḍinikki dēvadāna と記される場合は、一応その土地の占有者を排除して、刻地の占有権・耕作権 (即ち、直接経営権) まで与えられているものと解釈される。しかし、このどちらかの語句が記されている場合に、それが本文中に記した租税の問題とどう関連するかということになると (これらの語句が記されるのは主として王の寄進の場合であるので) はっきりしたことは言いえない。即ち、これらの語句を記す刻文の内容に種々の特殊な事情のあることが多く、それらを考慮しながら全ての場合に矛盾が生じないように統一的な解釈を下すことが極めて困難なのである。また、この問題に関しては、これまでに全く研究がなされていない。したがって、暫定的・仮説的なものにすぎないが、その解釈は以後の検討に関連してくるので、それについてわたくしの見解を記すと次の通りである。即ち、kuḍinikkā と記された場合には、土地の直接経営 (耕作) 権は与えられずに、寄進をうけた者 (当面の場合、寺院) は、誰かに経営 (耕作) を委ねなければならず、その場合、寺院が土地経営 (耕作) 者 (kuḍi) からうけとるものは、王の取り分としての租税である。他方、kuḍinikki の場合には、已に記したように、土地の直接経営 (耕作) 権そのものが与えられており、寄進をうけた者は、どのような形でその土地を経営 (耕作) しようと自由であったものと解釈される。その場合、王の取り分としての租税は、与えられる場合 (iraiyili と記される場合) もあり、与えられない場合もあったものと考えられる。与えられない場合に、寄進をうけた者が享受出来るのは、土地からの全収穫量の中から王の租税と耕作に要する費用を差し引いた残りということになろう。また、kuḍinikki の場合の耕作はいろいろの形態で行なわれたものと考えられる。さて、kuḍinikki, kuḍinikkā の意味を一応以上のように解釈すると、200 刻文の検討に戻ると、王によって kuḍinikki で土地が与えられ、しかも、その土地から寺院の受けるべき収入が定額で記されている場合 (nos. 64 a, 164 b, 164 c, 182) があるのは、どのようなことかという疑問が生じるが (即ち、王の租税分以外の取り分まで王が定めうるかという意味で)、それらの場合は、全て、土地が brahmadēya の土地である (あるいは、brahmadēya の sabhai が管理を依頼されている) ことからくる特殊な事情によるものと考えられる。何れにせよ、kuḍinikki, kuḍinikkā の問題は極めて複雑であると同時に、brahmadēya 村落の租税の問題とも関連して、非常に重要であるので、これ以上の点については別稿を草して詳論することにしたい。

109) Sastri: 1955, pp. 509~510, 辛島: 1965, p. 18, n. 35.

110) nos. 36, 37, 38, 97, 99, 196.

111) 免税とされる場合 (F) と、寄進に共同体組織が関与している場合 (S. U. P 等) の関係の深さについては、<表 A>を参照していただきたい。免税の規定がなく、共同体組織が関与している場合は、共同体組織が土地の提供者であるか、その他に特殊の事情の存する場合である。

112) nos. 102, 111, 112, 121, 127, 129, 136, 137, 138. なお、領主の妃、姉妹等、女性による寄進

parudai 等の共同体組織が現れないか(4例)、現れても(2例)かれらに対して免税化のための金が支払われていない。しかもその6例中の2例にはさらに「自分の徴税として¹¹³⁾」「自分の土地台帳において¹¹⁴⁾」免税化するという特別な記述がみられる。また免税と記されていない場合の3例中2例¹¹⁵⁾では、王の寄進の場合と同様に kuḍinikki という規定がみられる。これは Irukkuvēl 家の代々の当主たちが、それらの土地の租税を自由に免じたり、あるいは耕作者の問題に干渉したりする権利をもっていたことを意味し、そのことと、已に記したように Allūr の刻文において Irukkuvēl 家に対して王に対するのと同様の非常な敬意が払われていることを考え併せるならば、かれらがそれらの土地に対してもっていた権利は領主権と呼ぶにふさわしいものであったと言えよう。ただ、かれらのそのような権利はチョーラ王家の徴税代行人としてのそれであるのか¹¹⁶⁾、あるいは封臣的立場にある者としての言わば正統的な領主権であ

るのかは明白でない¹¹⁷⁾。なお、以上の場合、寄進の内寄が租税そのものであるか、あるいは土地所有・経営の権利も含まれていたのかという問題が生じるが、これは王の寄進の場合と同様に、その両者の場合とも存在したようである¹¹⁸⁾。

つぎに地方領主と考えられる Śēngēṇi 家の寄進、および Śēngēṇi 家の者から買って商人が寄進した場合、その対象となった土地は村のようであり、また刻文中には種々の税目があげられ、それらを含めて寄進する旨が記されている。しかし、残念ながら、それら寄進されたものの内容が果してチョーラ王家の取り分に相当する地租であったかどうかの判断がつかず¹¹⁹⁾、したがって Śēngēṇi 家がチョーラ王家に対してどのような立場に立っていたのかも判明しない。ただ Śēngēṇi 家が幾つもの村落に対して保有権をもっていて、それを商人が買いとって寺院に寄進するようなことが可能であった事は事実であり、そのことは、それがチョーラ朝末期の出来事であるこ

は除外して考える。

113) nānuṭaiyapariṣey (no. 121), nānuṭaiyapa(ri)ṣe (no. 129).

114) nam pottakkattu mīli(ttu) (no. 121)

115) nos. 102, 112. なお、もう1例 (no. 111) は、刻文に欠損があるため、租税に関してうかがうことが出来ない。

116) no. 112 は、寄進に際して Irukkuvēl 家の者が、チョーラ王の許可を得たことを記しており、そのことは、Irukkuvēl 家の領有下にあったと考えられる土地に対して、チョーラ王が細部にわたる監督権を持っていたことを示すものであるとも解釈されよう。

117) 何れの場合にせよ、これらの土地に対して、チョーラ王と Irukkuvēl 家が、収益の実質的部分である地租を、夫々別個にとっていたとは考え難い。何故ならば、Rājarāja I が Tañjavūr, Tiruchirappalli 地区からとっていた租税の額については、I vēli につき 100 Kalam の米ということを示す刻文 (nos. 165, 166) があり、他方、Irukkuvēl 家の取り分については Rājarāja I より多少古い時代の刻文ではあるが、I vēli について 120 kalam の米と推定させる例 (no. 104) があり、同一の土地から、両者がこのようなほぼ同額の租税を同時にとりたてたと推定することは、まず不可能だからである。

118) kuḍinikki と規定されている例のあることは、先に記した通りであるが、その他の kuḍinikki 規定のない場合は、当然、その反対の kuḍinikkā であると解釈される。no. 104 の土地は、事実上 Irukkuvēl 家による寄進と考えられるものであるが、これには、実際に kuḍinikkā という規定が見られる。(なお、no. 104 を Irukkuvēl 家の寄進として扱わなかったのは、この刻文の場合、Irukkuvēl 家の領主に寄進を要請した者があり、その者を寄進者としたためである。〈表 A〉参照)。その他の場合に kuḍinikkā という規定が記されていないのに、この場合だけわざわざ記されている理由は、その寄進要請者の存在によって説明される。

119) 已に記したように、税目の意味と内容が現段階では明確でないことと、この場合、註 117 で検

と関連して注目に値しよう。他の一地方領主の場合¹²⁰⁾は、寄進の対象は村落のように思われるが、租税に関する記事は全くなく、土地の由来も不明である。地方領主と解釈されるその他の者の場合¹²¹⁾には、一般の寄進と同様に、村落内の土地を買ってそれを免税化して寺院に与えている。

6.2.3. 以上には王および領主の寄進の事例と、それ以外の場合で免税の記載を伴う事例について検討したのであるが、以上の場合と、刻文に欠損があったりして不明の場合とを除くと 57 の事例が残される。そのうちの 3 例¹²²⁾には租税 (irai) を払った残りの取り分によって目的を遂行するようにと記されており、その土地が課税対象となっていることは明白である。その他 54 例の場合には、租税に関する記述が全くなく、何とも判断の下しようがない。しかし免税の記述がない以上、免税化はされておらずに、上記の 3 例と同様に、それらの土地に課せられている租税を払ってのちの取り分が寄進の実質的内容であると考え方がよからうかと思われる。

7 土地の所在と経営

7. 以上の検討によって寄進の実態はかなり明らかになってきたことと思うが、最後に寄進された土地の所在と寺院によるそれらの土地の経営の問題について検討してみたい。

7.1. 寄進地の所在

7.1.1. まず、寄進者が王の場合の 19 例について、その寄進地と寺院との地理的關係をみてゆくと、2 vēli の土地を寄進した 1 例¹²³⁾は寺院のある町の土地であり、他に村の寄進の 2 例¹²⁴⁾もその寺院のある村自身の寄進と考えられるものであるが、13 例は寺院の存在する村とは異っている。これは、王の寄進の場合には寄進対象が村落である場合が多く、かつまたそこからの定められた額の租税が寺院に納入される場合が多いので、そのように寺院と土地とが離れていても不都合がないためと思われる。とくに 5 例では、寺院と寄進された村落とはかなり離れているように推定され¹²⁵⁾、しかもその中の 1 例ではセイロンの村が Tañjavūr 寺院に寄進されている¹²⁶⁾。何れにせよ、そのように遠隔地の村落の場合には、当然、寺院によるその村の直接経営¹²⁷⁾ということとは不可能であり、已に記したように kuḍinikkā と記されていないことも、寄進の内容が定められた租税収入以上のものでないことは確かであろう。しかし、近接地の村落あるいは土地の場合には、それ以上の権利が与えられ、寺院が直接に経営を行なった場合があると考えられることは kuḍinikki の問題と関連して記した通りである。

7.1.2. つぎに、王以外の寄進を記した 184 刻文の場合、刻文に欠損のある場合を除いた 165 例の土地のうち、まず 108 例では寺院の

討したような徴税額について知ることが出来ないで、何とも判断がつかない。寄進に含めているものが、地租以外の雑税である場合も考えられる。Sastri 氏は、同家の者による他の寄進刻文 (未出版) に言及して、“An assignment of some local taxes and dues to the temple” (Sastri: 1965, p. 373) と述べているが、“local” と考える根拠は示されていない。

120) ある nāḍu を「自分の nāḍu」と呼んでいる領主 (no. 199)。

121) nāḍuḍaiyān および Mahārāja (nos. 38, 52, 53)。

122) nos. 4, 81, 194。

123) no. 8。

124) nos. 61, 198。

125) nos. 7, 46, 165, 166, 167。これらの場合には、寺のある村の属する大きな行政区域 kōṭṭam あるいは vaḷanāḍu が、寄進された村の属するそれと異っている。

126) no. 167。

127) 註 108 を参照。

128) 隣村と明確に判るのは no. 199, また、村落が同一 nāḍu の中にあることが明白に判るのは、

ある村落内の土地が寄進されている。それらの場合には、土地の広さにしても、例外的に 6 vēli, 3 vēli という大きな場合も含まれているが、大旨小土地片である。しかし、165例中の33例では、寄進された土地は寺院のある村落以外の土地である。それらがどの程度離れていたかはなかなか明白にしえないが、12例の場合には、その村落の所属する行政区分 nāḍu あるいはその上級の区分である kōṭṭam が異なっているので、かなり離れていたのではないかと想像される。その他の場合には、異なった村落の土地とは云っても、それが隣村であるとか、近くの村にあることが多かったように思われる¹²⁹⁾。それらの土地の広さは、2例の場合には村落そのものであり、その他にかなり広い土地と思われる場合も存在するが、中には 700 kuḷi, 1/40 vēli といった小さな土地である場合もある。

7.2. 寄進地の経営

7.2.1. 小作に出される場合

7.2.1.1. これら寄進地の寺院による経営の問題を考えてみよう。王によって寄進された

村落・土地の場合については、kuḍinikki, kuḍinikkā の問題と関連して已に多少触れたが¹²⁹⁾、その場合についても、あるいは一般の寄進の場合についても、この経営の実態に関しては資料も少くなかなか判りにくい。しかし、5例ほど、ある土地を小作¹³⁰⁾に出す時の取り決めの記録と考えられる刻文があるので¹³¹⁾、それらについてみてみることにしよう。

即ち、1) Malappalurūr の一刻文は¹³²⁾、寺院関係者により、寺院の土地 24 vēli (離れたところにある)がある個人に kuḍinikkā dēvadāna として貸与され、その個人は 1 vēli につき 120 kalam 即ち全体で一年 2880 kalam の米を 2 期に分けて寺院に納めることが記されている¹³³⁾。また、2) Tiruvudungalam の一刻文¹³⁴⁾は、sabhāi, ūr, dēvakammigal (寺院関係者)が、ある個人に土地(地積不明の寺院と同一村内の地)を kuḍinikkā dēvadāna¹³⁵⁾として引き渡し、その個人は、その土地から 150 kalam の米を納める旨記されているが、この場合、その個人は金を出して土地の保有の権利を買っている¹³⁶⁾。また、3) Śrīrangam の一刻文¹³⁷⁾では、ある個人が寺の荒地 4 3/4

No. 28.

129) 註 108 参照。

130) 後述する内容から判明するように、「小作」という語は適切でないが、他に代る表現を見出せないで、一応「小作」という語を用いる。しかし後には「貸与」という語を用いる場合もある。

131) そのうちの 4 刻文は、寄進行為とも関係しているので 200 刻文に加えたが、1 つの刻文は寄進と全く関係なく、200 刻文中には加えられていない。その刻文 (SII, XIII, No. 236) は、Tiruchirappalli district, Udaiyar palaiyam taluk, Melappaluvūr のチャョーラ朝初期に属するものである。

132) 註 131 に記した刻文。SII, XIII, No. 236.

133) ここに、王や領主の寄進の時に見られた kuḍinikkā dēvadāna という規定が出てきているのは奇異にも感じられるが、それは、この土地がおそらく王または領主によって寄進されたもので、その経営がこの男に委ねられるということの意味しているのではないと思われる。24 vēli という土地の広さ (4.1.2. 参照) と、1 vēli につき 120 kalam という米の量 (註 117 参照) は、そのことを示すものと解釈出来よう。

134) no. 90.

135) この場合の kuḍinikkā という規定に対しても、恐らくは、註 133 に記したと同様の説明を与えることが可能であり、またそれが一番妥当であると思われる。しかし、kuḍinikkā という語が書かれているからといって、かならずその土地が王または領主によって、その条件で寄進されたものであると考えなければならない必要はないように思われる。

136) 即ち「この土地を、売却、質入れ、贈与する権利をも得るようにして (vilai yorri, pratigrattu

vēli を買って開墾し、その地から年々米を納めることを約したとあるが、その地は puncey で、納めるべき米は 1 vēli につき 5 kalam という事になっている¹³⁸⁾。また他の 2 刻文、4)¹³⁹⁾、5)¹⁴⁰⁾ では、ある個人により土地が寄進されているが、同時に、それらの土地は寄進者とは異なる別の個人に引き渡され、それら引き渡しを受けた個人は寺院に一定量の油を納めるべきことが記されている。以上の 5 例は、その内容、即ち土地の広さ、また条件等についてかなりの差がみられはするが、ともかくそれらから共通して言いうことは、寺院に寄進された土地が、一定量の穀物なり油なりを納めることを条件に個人に貸与されている（小作に出されている）ということである。しかも、刻文 2)、3) の場合には、それらの小作の権利は売買の対象とされている。このような事実を伝える刻文は、今のところ以上の 5 例しか見出しえないが、寺院に寄進された土地の何割かは、恐らくこのような形で小作に出されたものと推定される。

7.2.1.2. つぎに経営の問題からは多少離れるが、以上の 5 例の刻文から判明することで注目に値する 2 つの事について記しておこう。その第 1 は、それら小作の権利を得ている者が地方の有力者であると推定されることである。即ち、上記の 1) の個人は uḍaiyaṇ, 2) は kilavaṇ, 3) は二つの名を持つ者、4) は二つの名を持つ uḍaiyaṇ, 5) は二つの名を持つ

つ者と、いづれも先に寄進者につき検討した際に何らかの形で王権と結びつく者か、あるいは村落に特権をもつと解釈した者たちである。そのことは、さらに一歩進めて考えるならば、そのようにして寺院の土地を小作地として獲得することは、一つの特権ではなかったかという推定をも可能にする。1 例にすぎず、新開墾の puncey と思われるものではあるが、上記 3) の刻文の場合に、寺院に納入すべき米の量が 1 vēli につき 5 kalam と異常な低率¹⁴¹⁾である点もそのことと関連して注目に値しよう¹⁴²⁾。

7.2.1.3. その第 2 は、小作の権利を獲得した者の居住地が、必ずしも土地の存在する村とは限らないということである。即ち、上記 5) の刻文では、寄進された土地は、寺院のある村とはかなり離れた村の土地なのであるが、その土地の引き渡しを受けたのは土地のある村の者ではなく、寺院の在る村の者なのである。また、はっきりはしないが、上記 3) の刻文の場合にも、土地を獲得したのは土地の在る村とは異った村の住人のように思われる¹⁴³⁾。ところで、上記の刻文 5) の場合のように、寺院に寄進された土地が、寺院のある村とは異った村に存在する例がかなりみられることは已に述べた通りであるが、さらに、当時の刻文からは、妻のもたらした特有財産 (strī dhāna) として、妻の出身の村に土地を持つバラモン¹⁴⁴⁾の例もみられる。そこで当面

kkurittāka) ……売りわたした」と記されている。なお、この表現は、一見、土地の完全な所有権の売り渡しのように思われるが、その意味するところは、150 kalam の米を寺院に納めるという条件のもとでの権利の売却であることは、全体の文意から明瞭である。

137) no. 116.

138) 註 38 を参照。

139) no. 3. 土地は 9300 kuḷi.

140) no. 50. 土地は 1000 kuḷi.

141) nancy の場合とは思われるが、註 117 に記したように、チョーラ王による地租が 1 vēli につき 100 kalam また、Irukkuvel 家による徴税額が 120 kalam という例の存在を考えるならば、異常な低率と思われる。

142) Sastri 氏は、以下のことに何らの「解釈」をも与えていないが、小作地について “in some instances the tenants occupying temple lands seem to have held them on more favourable terms than others” と述べている。(Sastri: 1955, p. 581)

143) まず、寺院と土地とは、Pāṇḍikulāsani-vaḷaṇaḍu の Migōlai 村にある。他方、土地を得た個

の問題とは多少離れるが、以上の事を念頭に、当時の土地保有全般について考えてみると、当時の村落内部での土地所有、あるいは保有は、必ずしもその村落の共同体の成員に限られることなく、ある村落内部に他村の者が土地をもち、その土地を経営するといったこともかなりあったのではないかと推定される。以上の推定が正しければ、当時の社会生活には、村落の範囲をこえる、かなりの mobility が存在していたと言ええるのではなからうか。

7.2.2. さて、以上では幾つかの刻文をもとに、寺院の土地が個人に小作に出される場合についてみたわけであるが、全ての寺院の土地がそのような形で経営されたとはまず考えられない。直接的資料には欠けるが、多くの場合には、村落共同体と寺院との協力のもとに寺院地の経営・耕作が行なわれたものと思われる¹⁴⁵⁾、また、寺院が農業労働者を雇うことによって直接の経営を行なった場合も多くあったのではないかと推定される¹⁴⁶⁾。

8 土地寄進の社会的影響

8. 以上の各節での検討によって、チャーラ

朝期の寺院への土地寄進がどのようなものであったかについてはある程度明らかにしえたものと思う。それらの結果をここでくり返し記すことはあまりに繁雑になるので避けることにし、ここでは、そのような寄進が、当時の社会全体に対してどのような意味をもったかについて2つの事を述べることにする。

8.1. その第1は、寺院への土地寄進（より一般的には、金銭等をも含めた寄進全般¹⁴⁷⁾）と地方の開発、あるいは地方における生産力の向上との関係である。はじめに、寄進のもつ経済的側面について明確にしておく、土地（あるいは金銭）が寄進されるということは、それによって寺院が経済的な収入を得ることを意味している訳であるが、第3節の寄進の目的の検討によれば、その収入の使途・配分について、寺院側にかなりの自由が与えられていることが判明した。他方、寄進の行われた当時の宗教的背景に目を向けると、チャーラ朝の時代は、7・8世紀におけるシヴァ・ヴィシュヌ信仰の新たな展開を受けつぎ、領域の各地に新しい石造寺院が建立され、既存寺院もその規模を拡大していった時代である¹⁴⁸⁾。寺院への寄進が多く行なわれ

人が実際にどこに住んでいたかは判らないが、かれは、Jayasimhukulakāla-vaṇaṇḍu の Mi-sengīḷi-nāḍu の Vaṭambaguḍi 村の Arayan の息子であると記されているので、別村の者である可能性が強い。

144) no. 130.

145) Sabhai が非常な権威をもって耕作も含めて村内行政をとりしきっていたように思われる村落（たとえば Uttaramērūr）では、当然そのような形が想定される。

146) 「二つの名」の個人が寄進した土地について記している Allūr の刻文 (no. 105) に、その土地を「この寺院の司祭たちが耕して (istrikoyilp paṭṭuḍaiyārkaḷey uḷuḍu koṇḍu)」寄進の目的を遂行していくように、という記述がみられる。司祭たち (paṭṭuḍaiyār) 自身が直接耕作に従事するとは思われないので、このことの意味は、土地を寺院が直接経営するようにして、ということであろうかと思われる。Sastri 氏も Sūcīndram 寺院の土地の例として、小作に出されない場合は、寺の者によって直接に manage されたことを述べている。(Sastri: 1955, p. 581)

147) 本稿では土地寄進についてのみ考察したわけであるが、土地以外で寄進の対象とされたものとしては、金銭、神像を飾る貴金属等種々の物品がある。そのうち、当面の問題に重要な意味をもつものは金銭の寄進であるが、その場合、それは土地の購入、荒地の開墾等の形で結局土地に関係づけられるか、あるいは、村落共同体に貸しつけられるかしている。以下の論の展開は、それらの場合も考慮に入れて行なう。

148) “The age of the Imperial Cholas saw the construction of stone temples, great and small,

たということも、そのような宗教上の動きの一つの現れに他ならない。そこで以上の2つのこと、即ち、寄進による経済的収入の使途・配分について寺院がかなりの自由をもっていったことと、当時における宗教活動の高揚・寺院の規模拡大という点を考え合わせるならば、寄進によって、寺院が得る収入の1部が、より大きな収入を生み出すための基金として転用あるいは一時借用されたということは充分考えられるところであろう。実際に、Tañjavūr 寺院の刻文によれば¹⁴⁹⁾、同寺院の基金が近隣の共同体に貸しつけられているが、その事や、この研究に用いた200刻文の中に、誰が金を出したとも記されずに土地を購入している例¹⁵⁰⁾の存在することなどは、その推測をうらづけるものと考えられる。また、已に述べたように寺院に寄進されるのは土地ばかりでなく、金品の場合も多くあり、その金が寺院規模の拡大、あるいは寄進者に依頼された行為の実現のために¹⁵¹⁾、村落共同体に貸しつけられたり¹⁵²⁾、新たに土地を購入したり、あるいは貯水池や灌漑溝を掘るなど水利施設を改良して土地の生産性を増大させる¹⁵³⁾ために用いられたりすることは、当時かなり広く行なわれていたものと思われる。それと同

時に、このような耕作地の拡大、水利施設の改良といったことは、寺院だけでなく、寺院の存在する村落の共同体自体もまた行なったように思われる。先に述べた Tañjavūr 寺院の刻文で、村落共同体の共同組織が寺院から金を借り出しているのはまさにそのような目的のためかとも思われるし、また、寄進地の免税化のために、その寺院の在る村落の共同体組織に前金の形で金が支払われているのは已にみた通りである。免税化のための金は、寄進地の租税を年々支払っていくために運用されなければならない訳であるが、恐らく、その最も確実な方法は、耕作地の拡大(開墾)か水利施設の改善に投資することであったと思われる¹⁵⁴⁾。投資が租税支払いのためである場合、当面の目的は租税分に見合うだけの利益を得ることであるにしても、水利施設の改良といった事は、当然それ以上の利益を村落にもたらすことが多かったものと想像される。Uttaramēṅgā¹⁵⁵⁾ Mañimaṅgalam¹⁵⁶⁾ Uttamasilicaturvedimaṅgalam¹⁵⁷⁾ といった当時繁栄し、その寺院に寄進刻文が多く残されている村落で、kaṇṇāru, vāykkāl と呼ばれる灌漑用の水路が数多く縦横に掘られている事実は¹⁵⁸⁾、以上の推定をうらづけるものであろう。

in almost every town and village in their extensive empire.” Sastri: 1958, pp. 417-418.

なお、当時の宗教的背景については、Sastri: 1963 を参照。

149) SII, Vol. II, Nos. 6, 9, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 24, 25, 27, 28.

150) nos. 2, 34, 35, 41 a, 41 b, 84, 103, 124, 151, 152, 180, 197.

151) 註 149 の Tañjavūr 寺院の刻文に記された貸与金のうち、No. 9 の 850 kāṣu は、ただ寺院の金 (śrībhandārattukkāṣu) としか記されていないが、他の場合には、何れも、誰が何の為に施与した金と記されている。

152) Sastri 氏は、金に困ったある村の sabhai が、村の寺院から金を借りた例に言及している。(Sastri: 1955, p. 510)

153) nos. 85, 88, 108 には、個人が金を出し、寺院の puncey (無灌漑地) を切り開いて nīrnilam (灌漑地) にした事実を記している。

154) 内容があまり明瞭ではなく、多少疑問に思われる点もありはするが、刻文 no. 200 は、ある者が、寺院の土地を免税化するための金 (iraikkāval) を sabhai に支払い、それによって貯水池が改良され、さらにその貯水池のもとの 2 vēli の水田を購入して寺院に寄進したことを記している。

155) nos. 10~29 に出。

156) nos. 34~43 に出。

157) nos. 141~144, 147, 157 に出。

158) 註 49 参照。

このようにみえてくると、当時の寄進の目的自体はあくまでも宗教的なものであったにせよ、そのもたらした結果としては、寺院の存在する村落、あるいはその近隣地域における耕作地の拡大、生産性向上といった経済的効果があったと言いうるのではないだろうか。かつて Burton Stein 氏は、Tirupati の Vēṅkaṭeśvara 寺院のヴィジャヤナガルの刻文を検討して、寺院への寄進と地域開発が密接な関係をもつことを指適しているが¹⁵⁹⁾、同様の事実は、以上のようにして、チョーラ朝期の寄進についても示唆しうるのではないかと思われる。

8.2. つぎに、その第2は、寺院への土地寄進と、土地の個人保有の拡大との関係である。第7節の寄進地の経営についての検討(7.2.1.1.)によれば、寺院に寄進された土地が個人に貸与されている事例が幾つか存在した。他方第5節の寄進地の提供者についての検討からは、当時の個人の土地の所有、あるいは保有は、何らかの特別の個人に限られ、多くの場合、その個人は王権との関係によって個人としての土地所有あるいは保有を認められているのではないか、という推定がなされた(5.3.2.2.)。即ち、当時の土地所有あるいは保有は、通常の場合は常に共同体的に行なわれ、土地と個人とが直接に結びつくことは、何らかの特別の事情のない限り極めて困難な状態にあったのではないかと推定される。それは単に個人と土地とが新たに結びつくこと

が困難であったばかりでなく、已に王権との結びつきや、村落共同体内部の役職等の理由により、個人としての土地を保有しているものが¹⁶⁰⁾、それらを拡大させていく上での困難をも意味したものと考えられる。そして、以上のことは今のところ推定の域を出ないことではあるが、もし、事態がそのようであったとすれば、先にみた寺院地の個人への貸与ということは、個人が共同体的な保有とは別に、合法的に土地を獲得するための1つの手段となった可能性があるのではなからうか¹⁶¹⁾。寺院から土地の貸与を受けた者として、二つの名を持つ者、uḍaiyān 等、先に王権との結びつき、地方との結びつきを指摘した、言わば地方有力者が現れてくることは、以上のように考えるならばうまく説明されるのではなからうか。即ち、かれらは自己の地位を利用し、そのような形で個人的保有地を新しく獲得するなり、あるいは拡大するなりしてその勢力を伸ばしていったのではないかと思われる。以上のように考えれば、寺院への土地寄進は、村落共同体による規制が強かった当時の一般村落社会の中に土地の個人保有を創り出し、あるいはそれを拡大させ、ひいてはそれによって村落共同体の変容をももたらした可能性をもっていたと言えよう。

8.3. 以上には、寺院への土地寄進がチョーラ朝期の社会経済全体に及ぼしたと思われる影響について2つのことを指摘した。しかし、古代・中世の南インド社会経済史研究の

159) Stein: 1960.

160) この点については、辛島: 1966 に詳しく述べたが、たとえば、non-brahmadēya Allūr の村落共同体組織の中で書記のような地位にある者 (madhyastan) は、恐らく madhyastan であるが故に、個人保有地をもっている。

161) そのためには、個人保有地獲得に対する欲望の存在が前提とならなければならないが、共同体的な土地保有のもとでは、経済的利益の拡大に一定の限界があり、その意味で、個人保有地獲得に対する欲望は、村落共同体が一定の段階に到達して以降、常に存在したものと考えられる。チョーラ朝期には多数の brahmadēya 村落が形成され、特別の個人による土地保有がかなり広く存在するようになり、そのことが、一般個人の間における個人的土地保有に対する欲望を増大させた、というような事情も考えられるのではないかと思う。

現状が全く不満足なものであると同時に、序論に記したように、この研究が表題の研究に対する中間発表的なものであるために、その指摘は残念ながら蓋然性の段階に止るもので

ある。その不備は今後の研究によって補って行きたいと思うが、そのためにもこの拙稿に対し大方の叱正をいただければ幸甚である。

参 考 書 目

- AIYANGAR, S. Krishnaswami, 1931: *Hindu Administrative Institutions in South India*, Madras.
- AIYAR, K. V. Subrahmanya and VAIDYANATHAN, K. S., 1953: "The Kodumbalur Chiefs and the Revival of the Cholas," *Quarterly Journal of the Mythic Society*, Vol. 43.
- AIYER, V. R. Ramakrishna, 1946: *The Economy of a South Indian Temple*, Annamalainagar.
- APPADORAI, A., 1936: *Economic Conditions in Southern India (1000-1500 A. D.)*, 2 vols., Madras.
- AROKIASWAMI, M., 1954: *The Early History of the Vellar Basin*, Madras.
- 辛島 昇, 1961: 「Chola 朝における brahmadeya の一研究」(修士論文・東京大学)
-1965: 「チョーラ朝期タミル語の四刻文」東洋学級 48 卷 2 号
-1966: "Allur and Isanamangalam: Two South Indian Villages of Cola Times," *Indian Economic and Social History Review*, Vol. III, No. 2 and *Proceedings of the First International Conference-Seminar of Tamil Studies*, Kuala Lumpur.
-1968: "The Power Structure of the Cola Rule," Paper read at the Second International Conference-Seminar of Tamil Studies, Madras.
- MAHALINGAM, T. V., 1967: *South Indian Polity*, 2nd ed., Madras.
- 松井 透, 1968: 「『インド・村落共同体論』について」アジア経済研究所内資料調査研究部 No.43-12.
- PILLAI, K. K., 1953: *The Suchindram Temple*, Madras.
- SASTRI, K. A. Nilakanta, 1935-37: *The Colas*, 2 vols., Madras.
-1955: *The Colas*, 2nd ed. in one volume, Madras.
-1963: *Development of Religion in South India*, Madras.
-1967: *A History of South India*, 3rd ed., Madras.
- STEIN, Burton, 1960: "The Economic Function of a Medieval South Indian Temple," *The Journal of Asian Studies*, Vol. XIX, No. 2.
- VENKATESWARAN, P. A., 1961: *Agriculture in South India*, New Delhi.

略 記

- ASIAR: *Archaeological Survey of India, Annual Report*.
- EI: *Epigraphia Indica*.
- SII: *South Indian Inscriptions*.
- TL: *Tamil Lexicon*, 7 vols., Madras University.
- WG: Wilson, H. H., *A Glossary of Judicial and Revenue Terms*, Calcutta, 1940.

<表 A>

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
CHINGLEPUT DIST.										
1	III-188	Kattur	1	+11/20v		W	I	C		
2	III-188	Padi	1	1350k	KT	L	T	C	F	U
3	III-141	Tirumullaivayil	1	9300k	V	O	I	C	F	S
4	III-103	Tiruvorriyur	1			L	I		P	S
5	III-116	Velachcheri	1			PL	Is	C	F	S
6	III-191		1	+731		AD	I	C?	F	S
7	II-77	Kanchipuram	2	3v	KT	N	K		F	
8	II-78		2	3v		N	K		F	
9	III-68		2	2000k	?	F	I	C	F	U
10	III-152	Uttaramallur	1	+800k+		×	×		F	PS, U
11	III-153		1	+936k		PL	×		×	PS
12	III-154		1	+5480		PL	×		×	PS
13	III-155		1	+1461k	?	PL	I	C?	F	PS
14a	III-157		} 1	+1810k		PL	I(13)	C?	F	PS
b				+3230k		G	I(13)	C?	F	PS
15	III-158		1	+1982k		PL	I(13)	C?	F	PS
16	III-159		1	+1585k		RL	C	C?	F	PS, U
17	III-160		1	+340k		AD	I(13)	C?	F	PS
18	III-162		1	+1594k		PL	I(13)	C	F	PS
19	III-164		1	+1730k		PL	I(13)	C?	F	PS
20	III-167		1	+1600k		PL	I	C	F	PS
21	III-168		1	+1095k		PL	I(13)	C?	F	PS
22	III-169		1	+1148k		PL	I(13)	C?	F	MS
23	III-170		1	600k		PL	I(13)	C?	F	PS
24a	III-171		} 1	+960k		B	I(13)	C	F	PS
b				720k		B	I(13)	C?	F	PS
25	III-179		1	+1060k		PL	I(13)	C?	F	S
26	III-182		1	+1500k		B	I(13)	C	F	S
27	III-183		1			×	I	C?	F	PS
28	III-193		1	+2920k		PL	I	C?	F	PS
29	III-194		1	+2495k		B	I		F	S
30	XIII-96	Kayar				B	I	C?	F	S
31	I-42	Mahabalipuram	2	2000k		G	C	C?	F	MS
32	III-75	Tirukkalukkunram	3		N	M	I	C	F	MS
33	XIII-79	Virapuram	2		?	AD	I	C	F	
34	III-27	Manimangaram	1	+4000k		G	T	C	F	MS
35	III-28		2	+2200k		PL	T	C	F	MS
36	III-29		2			G	I	C	F	MS
37	III-30		2	+4450k		AC	I	I	F	MS
38	III-31		3	+1050k		E	I	Is	F	MS
39	III-32		3	266k		B	I	Is	×	MS
40	III-33		3	+3/4v		PL	I(38)	C		MS
41a	III-34		} 3	210k		G	T	I	F	MS
b				169k		G	T	Is	F	MS
42	III-35		3	+613k		AD	I	I	F	MS
43	III-36		3	600k		AD	I	Is	F	MS

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
44	III-78	Perumber	3	+32.5p		G	T	T	F	PS
45	III-84		2	3p		G	C	C?	F	PS
46	(XXI-38)	Tirumukkudal	2		KT	G	K		F	
NORTH ARCOT DIST.										
47	III-187	Anaikkattatur	1			AC	Is		F	U
						AC	C		×	U
48	III-15	Melpadi	2	5137k		G	C	C	F	N
49	III-16		2			N	C	C	F	N
50	III-19		2	1000k	N	L	I	C		S
51	III-50	Tiruvallam	2		N	PL	I	C	F	S
52	III-51		2	700k	N	AC	I	C	F	U
53	III-53		2	1000k	?	×	I	C	F	U
54	III-54		2	2000k		L	I(50)	C	F	S
55	III-57	Tirupparkadal	2		N	N	K			
56	III-61		3			×	G	I		
57	I-59	Poygay	3			×	G	I	I	
58	I-61		3			×	G	I(57)	I	
59	I-64		3			×	G	I(57)	I	
60	I-127	Virinchipuram	2	+600k		PL	C?		×	U
61	III-142	Tirumalpuram	1			G	K		F	
62	III-198		1	2000k	?	U	I	T		
63	XIII-30		2	1/10v		L	I	I		
64	XIII-31		2			L	I	T?	×	
65	III-156	Tirupparkadal	1	+1400k	?	AC	C	C	F	MS
66	III-11	Ukkal	1	+1v		PL	C	C	×	MS
67	III-12		1			PL	C	C	F	S
68	III-14		1	1pt	W	I				P
69	III-2		2	550k		AD	I	I	F	S
70a	III-3		} 2	538		F	I	C	F	S
b				501					I	F
71	I-68	Tirumalai	2		×	L	I			
SOUTH ARCOT DIST.										
72	III-178	Tayanur	1	1.5pt	×	B	Is	I	F	U
73	XIII-83	Perangiyur	2			L	I	C	F	PP
74	XIII-52	Vriddachalam	2	8/20v		PL	C?	C?		U
75	III-86	Chidambaram	4	+59/80v		F	I		F	
76	III-87		4	+14/20v		F	I	Is	F	
77	XIII-49	Erumbur		7/20v		AD	I	I		S
78	XIII-92	Udaiyargudi	1			AD	C	C	F	PP
79	XIII-93		1		?	AD	C	C?		PP
80	XIII-91			17/20v	?	U	I	I		
81	XIII-61		2	+19 4/20v	N?	U	I		P	
TIRUCHIRAPPALLI DIST.										
82	XIII-76	Govindaputtur	1	1/4v	×	AR	I		F	PS
83	XIII-301	Tirumalavadi	1		×	G	I	I	F	
84	XIII-26	Srinivasanallur				G	T	C	F	MP
85	XIII-74	Lalgudi	1	+11/40v	×	S	I	T	?	
86	(XX-3c)		1	+1/2v	V?	L	I	C	F	S
87	XIII-204			23/80v	V	L	I	C	F	S

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
88	XIII-75		2	1/4v	×	F	I	T		
89	XIII-42	Tirunedungalam			×	AD	I	T	?	
90	XIII-182		2			G	I			SU
91	III-20	Karuvur	2		V	G	K		F	
92	III-21		2		V	N	K			
93	III-22		2		V	N	K			
94	III-26		4		V?	PL	K		F	
95	III-23		3		V	N	K		F	
96	III-24		4	1/40v	N	G	I	C	F	U
97	VIII-646	Nangavaram				PL	I	C	F	PS
98	VIII-684	Allur	1		×	G	I	C	F	P
99	VIII-689		1	+1/2v		AD	I	C	F	T
100	VIII-695		1			CD	C	C		U
101	VIII-696		1			AD	C	C	F	U
102	VIII-687		1	1v	?	PL	I	C		U
103	VIII-688		1	1/16v		AD	T	C		U
104	VIII-692		1	1v		CD	I		F	
105a	VIII-694		} 1			PL	I(104)	C		U
b					V			C		N
106a	VIII-698		} 1	1/40v		} PL	} I	C	F	
b				2/20v					T	
107a	VIII-699		} 1	+5/16v		} O	} I(106)	C		
b				?					I	F
108	VIII-690		1	1/4v		×	L	I	T	
109	VIII-677		2	1/4v		U	I	T		
110	VIII-681		2	1/4v	×	PL	×	×	×	
111	III-139	Andanallur	1	7 1/2v	N	PL	I		×	
112	VIII-668		3	3v	?	G	I(111)			
113	VIII-665		1		N	L	I(98)	C		
114	XIII-143	Palur	1	1/10v	×	F	I	T		
115	XIII-339				×	N	I	T		
116	III-76	Srirangam	3	4 3/4v	V	N	I	T		
117	III-126	Tiruchchendurai	1		×	O	I	Is		
118	VIII-600		1	+7/20v		PL	I	I		MP
119	VIII-607		1	1/8v		W	I(118)	C	F	MP
120	VIII-609		1	3/40v		L	I	C		S
121	VIII-601		1	2v		G	I	T	F	
122	VIII-602		1			L	I	I		
123	VIII-604		1	+1/4v		×	I(117)	I	×	
124	VIII-605		1			G	T	C	F	P
125	VIII-630		1			G	C	C	×	P
126	VIII-608		1	+1/4v		L	I(117)	I		
127	VIII-611		1			G	I(102)	T?	F	MP
128	VIII-612		1	500pt		N	I	I	×	
129	VIII-616		1			G	I	T	F	S
130	VIII-617		1	2/20v		L	I	I	?	
131	VIII-620		1	350pt	?	G	I(117)	T?	F	P
132	VIII-621		1	2000pt	×	G	I(117)	T	F	P
133	VIII-623		1	+1 1/2v		G	I(117)	C	F	BK

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
134a	VIII-626		} 1		?	F	} I(117)	I			
b						?		O	C		S
135	VIII-629		1	6/20v		O	I(117)	C	F	P	
136	VIII-632		1	3v	V	L	I		F		
137	VIII-624		1	5v	V	PL	I(121)		F		
133	VIII-627		1		V	O	I(129)		F		
139	VIII-634			100pt	G	I		C	F	MP	
140	VIII-613		2		U	I		C?	F	S	
141a	III-111	Tiruppalatturai	} 1	3/20v		AD	I	Is	F	PS	
b					1/20v		PL	I	I	F	PS
142	III-112		1	1/20v		G	I(141a)	C	F	PS	
143a	III-133		} 1	1/20v	?	L	I	I	F	PS	
b					9/40v	?	AD	I		F	PS
144	III-150		1	3/40v	?	G	×	×	F	PS	
145	VIII-557		1	1/4v	V?	L	I	C	F	U	
146	VIII-566		1	1/4v	×	L	I	I	F	S	
147	XIII-106		1	+4/20v		PL	I	C	F	PS	
148	XIII-176		1		×	O	I	×	×		
149	VIII-555		1	6/20v	V?	L	I	T			
150	VIII-556			12/20v	×	L	I	T			
151	VIII-558			1/4v	V?	G	T	C	F	U	
152	VIII-570				V?	G	T	C	F	T	
153a	VIII-572			3/40v	V?	} AD	} I	C	F	U	
b				15k	V?					I	
154	VIII-587			15/80v	×	×	×	C	×	U	
155	VIII-571		2	1/2v		N	I	T			
156a	VIII-584		} 2			V	PL	I			
b					3/40v		AD	I	I		
157	XIII-35		3	+13/80v	×	PL	I	Is			
158	XIII-50				?	S	I	C	F	S, U	
159	XIII-51				V	S	I(153)	C	F	PS	
160	XIII-111			+6/20v		L	I		F	S	
161	XIII-140				V	O	I	C	F	PS	
162	XIII-36		1		×	AD	I		×		
TANJORE DIST.											
163	III-130	Konerirajapuram	1	11/40v	×	L	I				
164a	III-151		} 1	2v	V	F	K	C	F		
b					16v	×	N	K			
c					12v	V	PL	K		F	
d					2 29/40v	×	×	K		F	
165	II-4	Tanjavur	2		VN	N	K				
166	II-5		2		VN	N	K				
167	II-92		2		M	N	K				
168	III-113	Tillasthanam	1			L	Is	T		S	
169	III-127		1	1/4v		L	I			S, U	
170	XIII-281	Tiruchchatturai	1		V	O	I	C?	F	NT	
171	XIII-78			12/20v	?	AD	I	I			
172	XIII-101	Tiruppalamam			F	I	T		×		
173	XIII-151	Koyil Tevarayanpettai	1	6v		N	I		F	PS	

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
174	XIII-66			1/20v		O	I	I		
175	XIII-67			3/80v	?	L	I	C?	F	MS
176	XIII-68			3/160v		O	I			
177	XIII-204	Kumbakonam		6/20v	N	U	I	C?		MP
178	XIII-44			1/4v	N	U	I	C?		MP
179	(XII-15)	Tirukkalittattai		1/2v	?	AD	I		F	
180	XIII-102	Tirukkodikaval		3/4v	V	G	T	Is	F	S
181	XIII-12	Tirumeyjnanam			×	G	I	I		
182	III-203	Tiruvidaimarudur	1		×	N	K			
183	III-119	Tiruvisalur	1	1/8v	×	U	I(179)	I	F	MS
184	III-120		1	5/8v		AD	I(179)	C?	F	×
185	XIII-39		2			O	I	Is	F	×
186	XIII-14	Tirumananjeri	2	14	N	PL	I			
187	XIII-73	Tiruvilakkudi		+8/20v		B	C	C?	F	S
188	XIII-99			1/4v		AD	I	I	F	S
189	XIII-89	Tirukkurgavur	1	+1 1/2v	×	×	I	T?	F	S
190	XIII-16	Tiruvenkadu	2	1v	×	AD	I	C	F	S
191	(V-13B)		3		×	L	I			
192	XIII-65	Tirukkannapuram		7/40v	?	L	I		×	S
193	III-208	Tirukkalar	2	1 1/40v	×	U	I			
194	III-100	Tirukkavur	1	1/8v		L	I		P	
195	III-102		1	4/40v	×	L	I			
196	III-110		1	1/4v	?	G	I	I	F	P
197	III-123		1	13/80v		G	T	C	F	MP
		CHITTOOR DIST.								
198	III-205	Tiruvalangadu	2			N	K			
		SALEM DIST.								
119	III-213	Tiruccengodu	2		V	PL	I			
		MADURAI DIST.								
200	III-106	Anaimalai	1	2v		PL	I	C?	F	S

表 A 解説

1 の列は、本稿で史料として用いた 200 刻文の通し番号である。刻文への言及は全てこの番号によって行なう。

2 の列は、その刻文の刻文集、巻、および番号で、括弧に入れられていないのは SII, 入れられているものは EI のものをさす。例を記すと、III-188 は、SII, vol. III, No. 188 を意味する。

3 の列には、刻文の所在地（村落）を記す。これらは、まず District によって分け、さらにその中で taluk 毎にまとめ（taluk 名は繁雑をさけるため省略）、アルファベット順に記してある。2 (2.2.) 参照。

4 の列は、刻文の年代で、2 (2.1.) に記したように、チョーラ朝期を初期・中期・後期・末期の 4 つの時代に分け、その順に 1~4 の数字によって表わしてある。空欄は「不明」を意味する。

5 の列は、土地の面積を記したものである。V は vēli, K は kuli, P は pādagam, pt は paṭṭi を表わす。数字の前の +印は、小土地片が集められてそれだけの面積になっていることを示し、面積単位の後の +印は、刻文に欠損があって実際の全面積はそれ以上にのぼることを示す。4 (4.1 および 4.2.3.) 参照。

6 の列には、寄進地と寺院所在の村落との関係を示す。KT は寄進地が寺院所在の村落と Kōṭṭam を異にすることを、同様に VN は vaṇanāḍu, N は nāḍu, V は村落を夫々異にすることを示す。空欄は寄進地が同一村落内にあることを意味し、?印は一応同一村落内と考えられるものの不明確、×印

は判断のつきかねる場合を示す。7 (7.1.) 参照。

7の列は、寄進の目的を示す。即ち、Gは目的が記されずに、ただ神に捧げられたもの、Lは<灯明>、ADは<神の食事>、Fは<花園>、NとCDは<行事>、Uは<バラモンの食事>、Bは<Sribali>、ACとARは<祭神>、Mは<灌頂>、PLは<目的重合>、Oはその他の目的を示す。×は刻文に欠損があり不明の場合である。3参照。

8の列は寄進者のカテゴリーを示す。即ち、Kは王、Cは共同体組織、Iは特定個人、Isは特定個人達が寄進者である場合を示す。Iの後に括弧で記してあるのは、その個人がその番号の個人と同一であることを示す。Tは寺院自身が金を出して土地を購入している場合、×印は刻文に欠損があって不明の場合を示す。5 (5.1, 5.2, 5.3.1) 参照。

9の列は、土地提供者のカテゴリーを示す。eは共同体組織、Iは特定個人、Isは特定個人達、Tは寺院自身が土地提供者であることを示す。空欄は不明の場合である。5 (5.3.2) 参照。

10の列は、寄進地の租税について、Fは免税規定のあること、Pは納税規定のあること、空欄は何とも記載のないことを示す。×は刻文の欠損により不明の場合である。6参照。

11の列は、寄進に対する共同体組織の関与を示す。SはSabhai、MSはMahāsabhai、PSはPerunguri Sabhai、PPはPerunguri、Perumakkaḷ、NはNagaram、Uはūr、pはParudai、MPはMūlaparudai、TはTalaivāyчанrār、BKはBrahmadēya Kīḷavarār、NTはNāḍu (Nāṭṭār) の関与を示す。空欄はその関与のないことを意味し、×印は欠損による不明の場合である。6 (6.2.2.1) 参照。

表 B

グループ	No.	D	V	U	K	B	L	備考
王 族	3							
	4							Chēra 王の娘
	28							
	29							
	64	D						
	86							
	98							Rāstrakūta 王の妃
	128	D						
	185							
	官 吏	50	D		U			
81		D						perundaram, Ganga chief
82		D						perundaram, mahārāja
141		D						perundaram, pallavaraiyan
1								perundaram の長官
200					U			adhikāriḡaḡ
192		D						ēṅādi
173		D	V					mūvēṅdavēḡān
189		D	V					mūvēṅdavēḡān, pallavaraiyan
37							B	sēnāpati
179		D	V					sēnāpati
36							B	sēnāpati(37) の母
33								連隊長
43		D						前衛軍首席長官
177								女官
196								女官
商 人		193	D					
	169	D		U				pēraraiyan
	62	D						御者
	9	D						Kāñchipuram
	13	D						Kāñchipuram
	57							Kērala
	139							Karunātaka
	172							
	194							
	寺院関係者	85						
195								
狩 人 地方領主	96	D	V					Irukkuvēḡ 妃
	97	D						Irukkuvēḡ 妃
	102	D						Irukkuvēḡ 妃
	108							Irukkuvēḡ 妃
	111	D						Irukkuvēḡ 姉妹
	117							Irukkuvēḡ 姉妹
	121	D						Irukkuvēḡ
	129	D						Irukkuvēḡ
	136	D						Irukkuvēḡ
	168							Irukkuvēḡ 妃
56	D						Śēṅēṅi	

グループ	No.	D	V	U	K	B	L	備 考
	52							mahārāja
	53							mahārāja
	38	D	V		K			nāḍu-udaiyān
	199							tan-nāḍu
二つの名	32	D						
	51	D				B		
	75	D		U				
	76	D		U				
	80	D		U				pallavadārayan
	89	D						
	104	D						pallavaraiyan
	116	D						
	145	D						
	168	D						
	158	D	V	U				
	162	D				B		
	175	D						
	140	D				B		
	42		V		K			
	161		V					
Uḍaiyān	6			U				
	68			U			L	
	69			U				
	70			U				
	106			U				
Kilavan (Kilān)	30				K			
	72				K			
	83				K			
	90				K			
	143				K			
	163				K			
	171				K	B		
バラモン	73					B		Bhaṭṭan
	118					B		Pāradāyan
	120					B		pāradāyan
	141b					B		Kramavittan
	146					B		Nangan Kandan
	147					B		Pārāsiriyan Bhaṭṭan
	148					B		(Brahmani)
	156a					B		Bhaṭṭan
	156b					B		Bhaṭṭan
	157					B		Bhaṭṭan
	170					B		Bhaṭṭāraka
	176					B		Pālāsiriyan Bhaṭṭan
	181					B		Kaviniyan
	188					B		Pāradāyan
	191					B		Mahādeva
Vellāḷa	5						L	
	174						L	

グループ	No.	D	V	U	K	B	L	備	考
	178						L		
Kaikkōḷa	190								
不明	20							バラモン?	
	27								
	39								
	47a								
	63								
	71							女官?	
	77								
	87								
	88								
	89								
	109								
	114								
	115								
	122								
	130							女性?	
	143b								
	149								
	150								
	153							女性	
	155							バラモン?	
	160								

表B 解説

D=二つの名をもつ者, V=Veḷān, U=Uḍaiyān, K=Kilavan 或は Kilān,
B=バラモン, L=Veḷḷāḷa この表については 5 (5.3.1.) を参照。

The Land Donation to Hindu Temples in Medieval South India

KARASHIMA, Noboru*

In this paper, the author closely examined two hundred Cōḷa inscriptions concerning land donation to Hindu temples. The purpose is twofold: firstly, to clarify the socio-economic meaning of the land donation of the time, and secondly, to throw a side light on the state of the village community, especially its land-holding and social stratification.

The points of examination are: 1) purpose of the donation, 2) area and nature of the land donated, 3) donors and offerers of land, 4) taxes on the donated land, 5) whereabouts of the land and its management by the temple, and 6) socio-economic effects of the land donation.

As the socio-economic effects, the author emphasizes two points. First: local development in agriculture. The money obtained by local temples and village

* Lecturer, Institute for the Study of Languages and Cultures of Asia and Africa

communities through the land donation was often utilized for extension of cultivated areas and increase of agricultural facilities such as irrigation. Second: growth of private land-holding. Before and in Cōḷa times, private land-holding appears to have been restricted to certain people who had been granted their holdings by the king in most cases. As the temple lands were often leased out to individuals on mild terms, the land donation had probably brought about actual increase of private holdings. Those effects might have caused a change to the village community of later times.